

平成20年第4回基山町議会（定例会）会議録（第3日）						
招集年月日	平成20年12月5日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開会	平成20年12月9日	9時30分	議長	酒井恵明	
	延会	平成20年12月9日	15時43分	議長	酒井恵明	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席12名 欠席1名 （欠員1名）	議席 番号	氏名	出席等 の別	議席 番号	氏名	出席等 の別
	1番	大山勝代	出	9番	大山軍太	出
	2番	重松一徳	出	10番	松石信男	出
	3番	後藤信八	出	11番	原三夫	出
	4番	鳥飼勝美	出	12番	平田通男	出
	5番	片山一儀	出	13番	池田実	出
	6番	品川義則	出	14番	酒井恵明	出
	8番	林博文	欠			
会議録署名議員	4番	鳥飼勝美		5番	片山一儀	
職務のため議場に 出席した者の職氏名	（事務局長） 宮原 昭		（係長） 古賀初美		（書記） 毛利博司	
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長	小森純一		健康福祉課長	岩坂唯宜	
	教育長	松隈亞旗人		こども課長	内山敏行	
	会計管理者	高木英文		農林環境課長	吉浦茂樹	
	総務課長	大石実		まちづくり推進課長	平野勉	
	企画政策課長	小野龍雄		教育学習課長	古賀芳博	
	税務住民課長	安永靖文		まちづくり推進課 都市整備係長	酒井英良	
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

日程第 1

一 般 質 問

1 . 鳥 飼 勝 美

- (1) 副町長の空席と町政運営について
- (2) 上水道事業について
- (3) 温浴施設の建設について

2 . 重 松 一 徳

- (1) 町長の所信について
- (2) 鳥栖市との関係について
- (3) 基肄城跡保存整備事業について

3 . 片 山 一 儀

- (1) 予算編成等について
- (2) 指定管理者制度について
- (3) 行政サービスについて

4 . 後 藤 信 八

- (1) 現下の経済情勢と基山町の状況について
- (2) 高齢化時代における地域交通手段のあり方について
- (3) 情報公開について

～ 午前 9 時 30 分 開議 ～

議長（酒井恵明君）

ただいまの出席議員数12名で、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより直ちに開議いたします。

日程第 1 一般質問

議長（酒井恵明君）

日程第 1 . 一般質問を議題とします。

一般質問の順位は、受け付け順位といたします。

まず初めに、鳥飼勝美議員の一般質問を行います。鳥飼議員。

4 番（鳥飼勝美君）（登壇）

皆さんおはようございます。4 番議員の鳥飼でございます。私は今回の一般質問は、3 点について町長に対して質問したいと思っております。

まず第 1 項目めは、副町長の空席と今後の町政運営についてでございます。2 点目は、上水道事業について、3 点目には温浴施設の建設について質問させていただきます。

基山町は来年は明治22年に基山村に合併となって120年、昭和14年4月の町制施行から70周年目という記念すべき年が来年に迫っております。これまで歴代の村長、町長は基山町のナンバー2として助役、副町長を任命し、ともに協力、補完しながら町政運営を図ってこられました。しかしながら、村長、町長として第18代目となる小森町長は、先月の11月13日の町議会全員協議会において現在の小森町長の任期中、平成24年2月までは副町長は空席とするとの表明があったところでございます。私はこれまで前例のない副町長の空席という決断、英断といえますか、事の真意を小森町長は町民に対して説明する責任があると思いますが、いかがでございましょうか。

ところで、この副町長とは地方自治法第161条第1項の規定により、市町村に副町長を置くというふうに定められておるところでございます。また、副町長の職務としては同じく167条により、市町村長を補佐し、市町村長の命を受けて政策、企画をつかさどり、その補助機関たる職員の担任する事務を監督するというふうに法律上規定されておるところでございます。具体的には、市町村長にかわって業務の詳細について検討を行ったり、政策の企画立案を行うという重要な職務となっておりますところでございます。また、昨年の4月からは地

方分権の推進のため、市町村長の市町村運営、政策立案体制の強化の必要性から、これまでの助役の権限を強化するため、助役を廃して新たに副町長制が導入されたものであります。行政改革の進む中、他の市町村においても副町長不在や空席の市町村もあると聞いておりますが、町の重要な政策案件を町長一人で決断、実行されることに対しての危惧と一抹の不安を感じるのには私だけはないと考えます。これらの不安等を払拭するために、小森町長は今後町民、議会、職員とどう向き合って町政運営を行おうとされるのか。次の項目についてその真意と決意について質問いたします。

まず、副町長を空席とする町長の真意は何か、お尋ねいたします。

2番目といたしまして、空席はいつまで続くのか。また、副町長を置かない条例は制定するのか。地方自治法161条第1項で市町村に副町長を置くと先ほど言いましたけど、また2項にはそのただし書きとして条例で置かないことができるとされております。町長は副町長を空席とするならば、副町長を置かない条例の制定が必要と考えますが、いかがでしょうか。昭和34年11月5日の政府の行政実例では、副町長を置かない場合は必ず条例の制定を必要とすると行政実例が出ております。この関連についてお尋ねいたします。

3番といたしまして、空席による行政サービスの低下は生じないか。

4番目といたしまして、空席に伴う課長、管理職の責任と職務権限についてどう変更になるのか。

5番目といたしまして、内部の事務決裁規定等の内部規定の変更はどのようなふうになるのか、お尋ねいたします。

次に、質問事項2、上水道事業について質問いたします。

基山町の上水道事業は、基山町の最初の水道事業として昭和52年11月、約32年ぐらい前ですけど、初めて基山町に水道の給水が始まりました。昭和60年4月に基山町への浄水場を佐賀東部水道企業団に移管し、また平成6年4月からは末端給水まで企業団に移管し、企業団が基山町の上水道事業を全面的に管理運営しておるところでございます。水道といたしましては、水道法第1条に、水道の目的として水道を計画的に整備し、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与するとうたわれておるところでございます。このことから、現在は基山町にかわって全面的に佐賀東部水道企業団が管理運営を行っておりますが、この基山町民にとって重要な公衆衛生、生活環境の改善のための上水道に関して次の項目について質問します。なお、佐賀東部水道企業団につきましては、本年度

予算で基山町から約28,000千円の用水負担金を企業団に一般会計から支出しております。

佐賀東部水道企業団の緊急連絡管布設工事でございます。この工事の概要と事業目的についてお伺いします。一般の配水管布設工事とは違った緊急連絡管整備事業として進められておりますが、事業内容、ルート、事業等と事業目的についてお尋ねいたします。

イといたしまして、鳥栖市上水道との接続はなされるのですか。鳥栖市と基山町の配水管を連絡管で接続するというのは、どこで接続するのか。また、そのときの上水の受水費の費用負担はどうなるのか、お尋ねいたします。

ウ、この工事に伴う給水申し込み及び消火栓設置についてでございます。聞くところによりますと、緊急連絡管布設工事については水を張らないということで、給水申し込み、消火栓設置はできないというふうに聞いておりますが、どういう理由でできないのか、お尋ねいたします。

次、基山浄水場についてお尋ねいたします。

現在の基山浄水場への原水の受水ルートと今後の原水ルートの見通しについてお尋ねいたします。

イとして、現在の未給水区域と今後の給水区域の拡張計画についての見通しについてお尋ねいたします。

ウとして、浄水場落成から32年を経過した浄水場の今後の改築計画についてどうなっているのか、お尋ねいたします。

次、質問事項3、温浴施設の建設についてでございます。

この温浴施設建設は、町長と本社が茨城県にあるメークス株式会社との間で平成20年、ことしの9月9日に進出協定が締結され、新聞報道等によりますと平成21年度中に、来年度中に基山町弥生が丘の町有地5,600㎡に建設するというので、その所有地5,600㎡の山林とかといいますか、でございますけど、その遊休町有地の有効活用という観点からも非常に歓迎するものであります。しかしながら、進出協定から3カ月経過した現在も何ら地元への説明がなされておられません。町有地を貸した基山町並びにメークス等についてから地元には説明がなくても事業は進んでいるのか、進んでいくものなのか。地元関係者は井戸水への影響、騒音対策や取り付け道路等の地域の環境変化がどう変わるのか、不安を抱いておられるところでございます。土地所有者としての基山町の対応について、次の項目について質問いたします。

進出協定から今日まで何も地元には説明されていないが、平成21年度中にオープンの予定は変わらないのか。町有地の賃貸借契約の締結はいつ行うのか。契約期間は何年か。また、温泉鉱業権の賃貸借契約終了後は、温泉鉱業権の所有はどのようなふうになるのか、お尋ねいたします。

2番目といたしまして、温泉法による温水掘削申請は佐賀県に提出されているのか。温水掘削は温泉法により県の温泉審議会に諮問され、その諮問の結果答申があって実際の掘削が始まると聞いております。その辺の経過についてお尋ねいたします。

3番目といたしまして、周辺井戸水への影響、騒音対策等の地元への説明会はなされるのか。井戸水の水位の事前調査や説明会等でございます。こういう問題を進出協定にはどのようなふうに明記されているのか。また、今後土地賃貸借契約にこれらの問題は明記される予定なのか。また、この問題解決に対しての町有地の所有者である基山町の関与はどこまでなされる予定なのかについて質問いたします。

これで私の第1回目の質問を終わらせていただきます。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

皆さんおはようございます。

それでは、鳥飼議員の御質問に答えさせていただきます。

まず1点目は、副町長の空席と町政運営についてということでございます。

(1)の副町長を空席とする町長の真意は何かということでございますが、まずその前に鳥飼議員からおっしゃっていただきましたけども、随分と思切ったことをやったなということかと思えます。私も随分悩みもいたしました。どうしたものかというようなことで考えましたが、一つのやっぱり流れといいますか、それがすべてじゃないと思えますけども、今町村が1,000ぐらいございますけども、その中で実際もう条例を廃止してというか、条例がなくて置いてないというところが49ございます。それと、特例といいますか、しばらく空席にしておるといふところもかなりの数あると聞いております。これはちょっと定かじゃございませんけども。そしてまた、置かないことに対する私も一、二、話を聞きに行きましたけども、メリットがかなり大きいというようなこと、また逆に問題点もあるというようなことも聞いてきております。しかし、それは後のその運営次第ということかなということで、

こういう決断をさせていただいたということでございます。その真意は何かということでもございましょうけども、それは役場内の意思決定のプロセスを変えて、役場内協働を進めることだと一口に言えばそういうことでございます。まず、課内協議をもっと盛んにして、担当職員あるいは係長、課長と一緒に議論をすることによって庁舎内みんなの意見、提案を酌み上げ、そこから斬新な発想が出てくることを期待してということでございます。それからさらには、全職員のそれによる自発的参加意識、いわゆるやる気、それから意思の疎通、相互の人間関係、そして人材の育成が図られるというふうに考えております。

次に、課長会議、これも今やっておるわけでございますけども、もっと盛んに、いわゆるよそで聞きますのは行政運営あるいは経営会議というのが頻繁に行われております。そういうことを盛んにして、セクション偏重といいますか、セクション主義よりももっとみんなでの合議制を重視して、全庁内での共通認識なり幅広い視点での決定を目指しているということでございます。今検討中でございます基山町まちづくり条例の柱である住民と行政の協働、つまり基山町のためにという共通の目的を持ってかわり合い、互いの立場を理解、尊重し、責務と役割を認め、協力しながらまちづくりに活動するという、その役場バージョンだというふうに考えておるところでございます。

(2)の空席はいつまで続くのか。また、副町長を置かない条例は制定するのかということでもございますけども、これにつきましては私の任期中と申しますか、24年2月まででございますけども、一応その間はということを考えておりますし、条例もやはり議員おっしゃるように当分の間とはいえども置かないということであれば、その旨の条例が必要だということでもございますので、副町長を置かない特例条例、当分の間は置かないというような条例を制定したいというふうに思っております。

それから、(3)の行政サービスの低下は生じないかということでもございますけども、私は行政サービスの低下は生じないと思っておりますし、また低下させてはならないというふうに考えております。

それから、(4)課長の責任と職務権限はどうなるかということでもございますが、空席に伴う課長の責任は当然重くなると思います。そしてまた、職務権限につきましては、これは今後課長みんなで話し合っ、協議しながら検討を進めていかなければならないと思います。

それから、(5)の事務決裁規定の内部規定はどう変えるのかということでもございますけども、この事務決裁規定に関しましても早急に検討していきたいというふうに思います。

2の上水道事業についてでございます。

(1)緊急連絡管布設工事についてということ。ア、概要と事業目的、それからイ、鳥栖上水道との接続という件でございますが、これもう一緒にお答えさせていただきますけども、県道17号線バイパス園部インター東配水管から町営球場横を通りまして南脇田から金丸地区内を通って鳥栖市弥生が丘の配水管に接続する配水管ルートで、延長約2,322mになっております。事業目的といたしましては、危機管理の観点から福岡導水からの導水が停止になったときを想定して、緊急連絡管にて鳥栖市より分水を受けることによって、断水被害を最小限にとどめることを目的としております。また、基山浄水場からも余裕水量分は鳥栖市へ応援給水を行うことも一つの目的でございます。

次に、ウの給水申し込み及び消火栓設置はなぜできないのかということですが、これは緊急連絡管事業は通常の配水管等の布設国庫補助事業とは異なり、災害時等のために使用するものとされており、給水の取り出しはできません。つまり、災害時に使用する配管であるため、通常の管理としては各事業者が接続した箇所のバルブを全閉にて管理するとなっております。今回お尋ねの消火栓においても、単独費用支出でも不可との回答を厚生労働省からいただいたということでございます。

それから、(2)の基山浄水場についてでございますが、アの現在の原水の受水ルートと今後の見通しでございます。福岡導水基山分水口から黒谷橋、秋光川でございますが、添架横断し、町営球場横を通り、県道17号線バイパス西側側道を通って亀の甲ポンプ場受水槽へ受水し、亀の甲ポンプ場から基山浄水場へ供給しているのが現在の原水供給ルートでございます。今後のルート変更についてですが、亀の甲ポンプ場を経由せずに、直接基山浄水場への受水を検討されているところです。しかしながら、仮に直接受水が可能となっても、亀の甲ポンプ場は存続する必要があるのではと考えております。

イの現在の未給水区域と今後の給水区域の拡張計画はどうかということでございますが、基山浄水場より標高が低い箇所はすべてが給水区域と認可上はなっておりますので、給水区域の拡張計画は現在のところありません。次に、未給水地区は正応寺、小原、鈴町、金丸及び向田地区とのことであります。

それから、ウの地区32年経過した浄水場の改築計画でございますけども、現在更新計画を策定中でありまして、平成22年度から平成23年度を目標にしてあります。まだ検討の段階であり、確定はしてないということでございます。

3の温浴施設の建設でございますが、(1)、9月に進出協定をしたわけでございますけれども、それから現在までの推移はどうなっているかということです。進出協定後の推移でございますが、11月5日に区長さん初め地元の方々がお見えになり、進捗状況等がどうなっているかと。また、メークスへ説明会等の開催をするよう要望がありました。11月11日にメークスの社長が来庁されたので、地元の意向を伝えております。

それから、(2)の温水掘削申請は県に提出したかということでございますが、温水掘削申請についてはまだ提出をされていません。

(3)の地元への説明会ということですが、掘削時期、掘削時間、井戸水等についても説明をするということでございます。

以上です。

議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）（登壇）

先ほど答弁いただきました。常時市町村行政において副町長の職務権限というのは、助役時代よりも強くなってるわけですね。地方分権の観点から、副町長の職務権限も新たに加えられておるところで、それと逆行ではないけど、基山町としては副町長は空席で行いたいと今町長の真意といたしますか、回答をいただいたわけでございます。それで、町長がそういうお考えで行っていただくのも一つの英断といたしますか、決断といたしますけど、実際の事務の流れとしまして、先ほど言われました課内協議、調整会議、いろんな会議があると思います。問題はその会議で、はっきり言って議論、議論、議論するのもいいんですけど、どこかの時点では町長一人といたしますか、一人で決断をする必要性がどうしても出てくると思います。これまでは副町長なりと一緒に協議して決断をされて、行政運営されてたと思いますけど、これ以上に町長の孤独な決断といたしますか、それが必要とされると思いますので、非常に判断材料として難しいことがあると思います。特に、昨年、おとといの暴力団追放大決起大会がみやき町であって、基山町から町長初め私たちも出席したんですけども、危機管理といたしますか、クライシスマネジメントといたしますか、そういうときに緊急な調整会議とかいろんな会議をされて、職員なり担当者の意見を十分聞いて、いつまでも聞いたら結論できないときはひとつ町長の決断を、もうその決断の今までと違うことが求められると思いますけど、もう一度その決意についてひとつよろしく申し上げます。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

こういうことに、空席ということにすれば、当然私のいろんな意味での責務なり仕事というか決断の仕方なりというようなことも、今以上に求められてくるということは、私も考えております。しかしながら、それは何とか、私もそうでございますけども、課長みんなの力でそれを乗り切る。そして、最終決断は私がしなきゃいかんというようなことも考えておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）（登壇）

町長の決断、責任が重要になってくると思います。逆の言い方をすると、副町長との合議制からはっきり言ってトップダウンといえますか、町長の英断が、言い方になりますと一人としての孤独な決断も必要だと思いますけど、逆に言えば意思疎通が町長に一元化してスムーズにできるという面も、迅速な対応、住民サービスの利点もあるかとは思いますが。その辺について今後とも職員の意向なり十分把握して決断をしていただきたいと思います。

ところで総務課長、副町長の年間人件費は幾らになりますか。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

副町長の年間総経費としましては、約13,770千円でございます。

議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）（登壇）

副町長の年間人件費13,770千円というふうな回答をいただいたわけです。私は町長のねらいの一つには、厳しい地方公共団体の関係で行財政改革の一環としての件、これもあるんじゃないかと思えます。町長はこの件について全く触れておられませんけど、私は当然年間13,000千円の人件費の部分の行政改革の一環としての副町長の空席ということもあると思えますけど、この件について町長の所信をお願いします。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

これは行政改革でもあろうし、財政改革の意味合いもあるんじゃないかということですが、それは私は考えの中には入れておりません。結果的にそうなれば、そりゃいいことだと思いますけども、発想としてはそういう考えはありません。むしろ、何かの面においては例えばいろんな面で、よそで聞いた例でございますけども、顧問弁護士を1人頼んでおるといようなこともございます。今基山では県の町村会の顧問弁護士というものがありますから、その辺を大いに活用しておりますけども、これからいろいろな問題が出てきて、難しい問題が発生するということであれば、やはりそういうことも考えなきゃいかん。それが幾らかかるのか、経費もそれには要るだろうし、そのほかの面でも若干の増になるかもわかりませんし、その辺のところは節減という意味は私は持っておりません。

議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）（登壇）

結果的にそうなるということで、そういう念頭にはないというふうな回答でございましたけど、これ以上はあれですけど。

ところで、この町政運営の中で副町長の重要な任務の一つが職員の指揮監督権だったと思うんですね。今百何十人かいらっしゃる職員の方の指揮監督権といたしますか、いろんな福利厚生面から含めてあらゆる職員のことと思いますけど、これが現実には全部町長の肩にのしかかってくるのではないかと思うんですね。職員140名ですか、の方たちの小さなところまでは町長は当然できませんけど、この指揮監督権が新たに生じる町長としては、この件に対して自分一人では当然できませんと思います。管理職の調整会議、いろんなことがあると思いますけど、新たに副町長の職務が町長にのしかかってくると思いますか、それに関してはどういうふうなお考えを持ってありますか。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

かなりの部分、先ほども申しますように私にかぶってくるだろうということは思っており

ますけども、何度も申しますように今課長みんなでこの仕事を分け合うというか、特にあえて申しますれば、総務課長にということがかなりお願いをする部分が多かろうというふうに思いますけども、そういうことで総務課長を初め課長みんなでひとつ乗り切るといようなことでまいりたいと思います。

議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）（登壇）

2番目でございますけど、いつまで続くのか、副町長置かない条例は制定するのかということで、副町長を置かない条例は提案いたしますということで、時期が言われてなかったと思いますけど、いつ提案予定ですか。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

時期につきましては、これはやっぱり内部的にいろいろまだ検討する部分もございますもので、その辺を整理いたしまして、3月議会にはひとつ上程をさせていただきたいというふうに思っております。

議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）（登壇）

私の考えはちょっと町長と違うんですけど、置かないというふうな意思表示を先ほどされましたよね。3月に置かない条例を提案するというその考え方にちょっと私はありますけども、置かないというふうな意思表示をされたら、当然議会、町民に対して今議会中でも追加議案としてでも、24年2月までは副町長は置きませんというふうな町長の決意表明を来年3月まで3カ月間延ばすというのは何か理由がございますか。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

それは先ほども申しますように、十分にまだ職務権限あるいは事務規定、決裁規定というようなこと、この辺をしっかりと固めたといえますか、整理した上で上程したいというふうな

思っております。どちらが先なのかというような議論はあろうかと思えますけども、私の思いとしてはそういうことで3月と申し上げたわけでございます。

議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）（登壇）

3番目でございます。空席による行政サービスの低下に関して、これが町民にとって一番重要な観点かと思っております。ただいま町長の回答では、行政サービスは低下は生じないと、またさせてはならない、これは当然のこととは思いますが、庁議、課長会、行政経営会議等によって政策決定をやり、町長の迅速な決定をもって住民サービスをやっているということございましょうけど、私はもう一つ提案でございます。特に、町長がいろんな出張あたりで不在になると思えます。今まではある程度副町長の決裁で行政運営ができたと思えますけど、今後基山町として町長がもし出張等で不在、事故とかいろんな面があると思えますけど、のときの対応の職務代理者、課長管理職への代理者を決定、職務代理者の特に町長の職務権限の委譲が必要になってくると思うんですよ。何でもかんでもじゃもうどうしようもなくなりますから、もし不在なりというときの権限委譲の件、今後内部で詰められるという予定でございましょうけど、それが重要になってくると思えます。それと、危機管理のときの対応ですね。どういうふうなマニュアルですか、こういうのをぜひ整備を同時に進めていただきたいというふうに思います。

次に4番目でございます。空席に伴う課長の責任と権限。今までの質問と似たようでございます。副町長を置かない、課長みんなと協議して行政運営をやっていくということですが、当然課長の職務が重くなると、これは当然と思えます。地方自治法152条第1項には、町長に事故があるとき、または欠けたときは副町長がその職務を代理すると規定され、これがなくなったわけですね。第2項に、町長、副町長が事故、または欠けたときはその上席の職員が代理するというふうな規定になりまして、それをとらえまして基山町長の職務代理者を定める規則というのがあります。第1位が総務課長、第2位が企画政策課長、第3位が税務住民課長、第4位が健康福祉課長、第5がこども課長、第6が農林環境課長、7番目がまちづくり推進課長と規定されておるわけですね。そういう先ほど今権限委譲もうどこまで第1任者の総務課長に権限委譲するか、こういう面について課長と町長だけわかってもらってたらいかんと思えますので、職員みんなが共有する、そういう周知をぜひお願いしてスムー

ズな行政サービスができるように思うわけでございます。特に、これに関してまして今後の部長制を考えてあるのか。それと、先ほど課長なりの職務の責任が重くなります。これ地方公務員法第24条には、職員の給与はその職務と責任に応じるものでなければならないと規定されとるわけですね。その責任の度合いによって給与が変わると。今までと全く違うこういうシステムをされて、当然この辺も考慮に入れられるのか、部長制についてお伺いします。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

これは先ほども申しますように、課長、10人の課長おります。その中でやっぱり検討課題であろうというふうに思いますけども、今のところ私としては部長制ということは考えておりません。それよりもむしろ、総務課長を筆頭に、そして課長代表制といいますか、10人が10人毎回集まって会議するというのもいかがかと思しますので、そこに何人かの課長代表制というような形、そういうことでやっていけたらというふうには思っております。

議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）（登壇）

今後とも町長を初め管理職、職員の皆さんの協力がなくては住民サービスの低下を招くおそれがありますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

今議会が先週から始まっておりまして、私はちょっと気になることがあるんですよ。というのは、町長と真ん中が空席になってますね、総務課長の間に。ですね。職員と綿密な協議の上で調整を、議会に対してもでしょうけど、ちょっと私危惧に思っておるんですけど、当然町長、副町長を置かないとすれば、すぐ横には総務課長なり政策課長、3人なりがこの席と一緒に協定して議会なり町民に対する……そやけ、その空席になってるところについてひとつお願ひします。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

別に仲たがいというようなことでもございませぬし、その辺のところはやっぱり考えていくべきだろうというふうには思います。きのうもちょっとどうしようかなと、後ろから来て

もらおうかなというような話も内輪ではやっておりましたので、これはまた検討させていただきます。

議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）（登壇）

この席の移動は議長の職務権限ですか、このあれは。執行部でもよかですか。

議長（酒井恵明君）

そこまで私は勉強してませんが、実は指示はしました、局長を通じて。でも、執行部が今回はこれでいこうということの返事を受けております。

4番（鳥飼勝美君）続

私はあしたからでもきょうからでもいいですけど、ぜひよろしくお願ひしたいと。町長のその真意というのは、そこ1つあいてるというのが非常に町民の皆さんが見てもですね。ちょっと私おかしいんじゃないかと思っておりますので。

次、5番目でございます。事務決裁規定、これも先ほどの関連がいたしますので、今後十分内部規定を検討して図っていただきたいと思っております。

それじゃ、1項目めについては終わらせていただきます。

次に、上水道事業ですね。

昭和52年、ちょうど基山町に流行性肝炎が発生しまして、多くの子供たちが上水道がない基山町ちゆうことでやっと52年にできたわけです。先ほど言いましたように、昭和60年に佐賀東部水道企業団に浄水場を移管して用水供給事業を始め、平成6年に完全に基山町から水道事業が基山町の経営から一部事務組合であります企業団に移管したということで、もう基山町は上水道は関係ないばいという考えが課長、その辺はどうでしょうか。もう企業団で基山町の農林環境部は関係ない、基山町の行政事務ではないというふうには考えていらっしゃると思いますが、御意見を願ひします。

議長（酒井恵明君）

農林環境課長。

農林環境課長（吉浦茂樹君）（登壇）

ただいまの水道事業については、東部水道企業団に加入を平成6年4月からやっていますが、水道法によりますと第6条の第2項に水道事業については原則としては市町村が経営するん

だと。しかし、議員も御承知のように基山町で52年からやっておりますけども、現実的に単独の町で運営するというのは非常に厳しいということで、企業団のほうに加入をしております。そういうことで、決して加入してるから基山町の事業ではないと、そういう認識ではございません。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）（登壇）

ありがとうございました。そういう認識のもとでお聞きしますが、佐賀東部水道企業団の今度の緊急連絡管布設工事については、事業を企業団からいつ、町長が一番早かったかと思いますが、いつこれお話があった件でしょうか。いつの時点で、ことしから始められておるこの事業は。昨年から事業説明とか基山町にあったわけでしょうか。

議長（酒井恵明君）

農林環境課長。

農林環境課長（吉浦茂樹君）（登壇）

ただいまの事業説明について基山町にいつからあったかということですが、これにつきましてははっきりしたものはちょっと存じてはおりませんが、昨年に企業団の組合議会、それから担当課長会議があつてますので、その席で具体的にあつてるとは思いますが、日にちはちょっと記憶しておりません。申しわけございません。

議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）（登壇）

この事業は、もう基山町にとっては非常に待ち望んだ事業と私は思っております。というのはなぜかといいますと、基山町は佐賀東部水道企業団に加入しておりますけど、お隣の鳥栖市は企業団に加入してないわけですね。基山の水は原水ルートは1カ所しかないわけです。北茂安とか三根とかっていうのは、よその町村からでもどっからでも町内に給水しますが、基山はちょっと陸の孤島っていうか、外れて1つの原水給水ルートしかないのをここで緊急的とはいえ鳥栖との配水管を接続するということは、基山町の安全・安心な水の永続的なためには非常に大事で重要な事業だと私も思っております。ところで聞きますと、その水道

管の中には水を張らないと。2.3mには全く水を張らないというふうに聞いたんです。2,300m、約120,000千円ぐらいの事業費だと思いますけど、それには全く水を張らなくて空欄の中で2.3kmすると。そして、もし何かあったとき、地震とかがあったときに鳥栖市と弥生が丘のところでつなぐと。それは何年に1回、10年か20年かわかりませんが、いつかわからないときまでいつも水を流さないで水道管をします。私はそれで水道事業者の責務が果たされるかなと思うんです。先ほど厚生省が言うからできないと。それは恐らく企業団がそういうふうに言ってると思います。だから、それは永続的に何もできない、消火栓もできない、近所から水不足でどうしてもできない人たちのための水道も、水が張ってないから給水もしない。それでは、町民の健康で衛生的な水の供給っていう観点から見ると、全く不思議っていいですか、ようこれに補助金を国が出すなと思ってます。

私はここで1つ提案ですけど、2,300mで園部インターから野球場前へ来て金丸まで行きますよね。そして、それは国庫補助でやってもいいんですよ。金丸から高島団地に今水道が来てますよね。あそこへ200mぐらいを高島団地までを接続して、そこを流せばいいんじゃないですか。その後から高島団地の上から弥生が丘の2kmぐらいまでをバルブで閉めておけば問題ないんじゃないですか。そういう発想なりで企業団に言われたことは考えもしないですか。そうすると全部水道は受水できるんです。そして、水の回転もいいんですよ。消火栓も、給水申し込みもできる。ただ、厚生省ができません、この事業は120,000千円、2,300m水を張っちゃできませんって言われましたから、何も知りません。本当官僚的な考え方です。しかし、町民サイドから見ると、水道管は目の前に来て、じゃけど水が流れてない水道管なんて、これ完全な連絡管。だから、金丸のところから弥生が丘まで200mぐらいまで水を流さなければいいと思うんですよ。課長の御意見。

議長（酒井恵明君）

鳥飼議員、先ほど水を張らない距離が2.3mとおっしゃった。2.3kmに修正してください。

4番（鳥飼勝美君）続

ああ、失礼しました。はい、してください、お願いします。

議長（酒井恵明君）

農林環境課長。

農林環境課長（吉浦茂樹君）（登壇）

ただいまの弥生が丘から高島団地のこの200mだけを閉めて、あとについてはという話で

ございますが、これにつきましては現在のルートというのが基山町の場合は先ほど町長のほうから答弁しましたように、福岡導水のほうから供給を受けてます。それで、もし福岡導水のほうからの供給がストップをした場合、それを想定をしまして今回緊急連絡管ということでしておりますので、全体2,322mですか、これが事業認可ということで国庫補助を受けるようにしています。そういうことで、今おっしゃった鳥栖とのつなぐ部分、そこだけを閉めるということとはできないと。それからもう一つは、それを一部分というか2,300のうちに2,100mだけは給水をして、そしてあとの200m、鳥栖分だけを閉めたらいいんじゃないかということでございますけども、そういうことをやればもともとの計画給水といいますか、そういうものが崩れてくるということで、これは国としては認可できないと、許可できないということになっています。

議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）（登壇）

担当課長もそこまでしか言われたい気持ちはようわかりますけど、これはもう大局的な立場に立てば町長わかってあると思うんです。補助事業はそういう問題、私ははっきり言って企業団にも電話しました。どうしてこういうふうな理不尽なことしよる、水を張らないとはどういうことかと。まだはっきりした電話だけであったけど、何年か待ってください、そうしますと、会計検査が何か終わったらどうのこうのとは言ってましたけど、その辺のあれは言いませんけど、私はこれでこそ小森町長が佐賀東部水道企業団の基山町を代表するただ一人の議員ですもんね。だから、議会の中で、小森町長が企業団の中で基山町の意向というのをぜひ企業団に言ってもらいたいんです。こういうのが厚生省が言うから水張っちゃできん、これ一担当者が考える発想と思います。しかし、町民がこれだけ利用するのがあって、それに何十年かに1回のときしかできん水を張らないという、こういうことは通常の地方分権といえますか、の考え方からいっても時代に逆行してることと思いますけど、町長は私にはばかなことば言いよるっておっしゃるかもわかりませんが、町民にとって一番大事な水の安定供給のためこういう事業をされて、近隣の水道の水が足りないといったときに、高島団地も来てるから、金丸からあそこへ100mをつないで、そこだけいつも水を循環すれば消防に対する消火栓も消防力も上がりますし。町長の御意見をお伺いします。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

確かに、鳥飼議員言われるように矛盾といいますか、現時点でのやはり国の考え方の矛盾だろうというふうには思いますけども、しかしながらこれももう少し具体的に今おっしゃるような金丸と高島を結ぶというような形、そういう形で本当にできるのかできないのかというようなことはまた企業団とも話し合っ、申し込みもしたいというふうに思います。

議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）（登壇）

金丸と高島団地をできるかどうかは協議したいじゃなくて、絶対企業団の費用でしてくれと。基山町はこれだけそこをすると水がもう常時回るから、あそこへ100mどのくらいかかるか知りませんが、それは企業団の事業費、私たちが毎月、役場もそうですけど、水道料金を払いよるわけですね。その水道料金を企業団に払っていきよるわけですよ。その中の未給水区域への配水管の増設工事というのは、当然企業団の職務ですから。企業団が水道事業者として行っていかなければならないことですから、基山町があそこの何百mかを利用する工事をしてくれというか、事業費へ上げればよいことなんです。だから、ぜひ議会あたりでこれだけ重要な連絡管給水工事をするのに、そこまですると全体が生き返ると。厚生省のはまた私は別の問題ですけど、とりあえずあそこへつないでするといつも循環をして水ができるということでございますので、企業団議員の唯一の基山町代表でございますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、2番目の原水ルート、これが質問にもう一つルートを考えたいということで、私も2つのルートからの原水については、非常に喜ばしいことと思っております。

ところで、私から見ると一つ未給水区域のこの水道取ってない方、どうしてもうちは井戸水があるからもう要らないっていう方もいらっしゃると思ひます。こういう未給水区域解消に対して企業団から基山町に対して広報に載せてくれとかいろいろあるでしょう。基山町に対して企業団は、基山町の未給水区域にどういふアプローチをするというのが私余り見えないんですけど、その辺は企業団はやっているんですか。担当課長、お願ひします。

議長（酒井恵明君）

農林環境課長。

農林環境課長（吉浦茂樹君）（登壇）

現在お尋ねの未給水区域の取り組みについてどうするかと。具体的なものは、今のところ給水計画区域を広げるっていう考え方はございません。ただ、その地域から希望がございましたら、その中で協議をさせていただきたいと。ただし、全額企業団で負担をするということとは限りませんということ聞いてます。だから、場合によってはその地域でまとめて取り組みをというか、給水をやりますということになりますと、かなり企業団が負担をしてわずかな関係者の負担金で済むということができるかと思います。それは今後の問題ですので、十分協議をしていきたいというような話を聞いてます。

それからもう一つ、広報等については今後企業団とも話をしていきたいと思ってます。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）（登壇）

配水管から離れたところという、やっぱり個人負担とかあると思いますから、今そういうふうな企業団としても給水区域の拡大っていいですか、についていろんな補助制度等もあるというふうに、今課長の答弁でございますので、今後未給水区域の先ほど正応寺とか金丸とかありましたけど、地域の区長さんなり地域の方たちにPRをぜひ企業団にさせていただくように、担当のほうからもぜひお願いをしていただきたいと思います。

それと、32年経過した浄水場の改築計画の件でございますけど、平成22年度から23年度に改築を予定されているというふうな答弁をいただきました。このときは基山浄水場の水は鳥栖からもらうふうになる、どういうふうな、全面的に改築中は基山浄水場は水の供給はできないんでしょうか。その辺は。

議長（酒井恵明君）

農林環境課長。

農林環境課長（吉浦茂樹君）（登壇）

ただいま浄水場の改築のときにどうするかということでございますが、これについては先ほど町長の答弁の中にありましたように、現在検討をしております。しかし、その検討の中では今施設工事をやってます緊急連絡管ということで、例えばの方法ですけども、半分改修をして、その半分をする場合に鳥栖から給水を受ける。そしてまた、その半分改修をすると

きに、今度は福岡導水から給水をするという方法もあるんじゃないかということも聞いてます。しかし、まだ具体的な決定までは至ってない。今、今後の改築をどうするかという検討段階でございます。そういうことで今工事をやってるということでございます。

以上です。

議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）（登壇）

22、23ということですので、ひとつそのいろんな方法があると思いますけど、町長、企業団の議員としてこの浄水場の改築問題もありますし、先ほど言いました高島団地のあの工事の問題もあります。ぜひ基山町の水道事業が後退しないように、鳥栖市との今回の事業っていうこと大変喜ばしいことと思っておりますので、今後とも水道事業は企業団に任せて、おれたちは何もせんでよかばいというふうにはもう課長も思っていないようにございますので、ひとつ今後とも安定供給のため企業団に対しての働きかけをよろしく願いしてこの項目を終わります。

次に、温浴施設の建設ということで、進出協定をされて3カ月ぐらいで、回答には11月5日に区長さん初め地元の方々がお見えになってどうなっているか要望したとかありますけど、ちょっとそれが私納得、納得च्छゅうっていいですか、がいかないんですけどね。地元の人たちが心配して、区長さん初め関係者の方が役場に来られたってということは、心配してから来てあるんですね。担当課っていいですか、総務課長としては来られるまで待ってっこうというふうな考え方だったんですか。積極的にこの問題について町有地を貸し出すから、地元としてはいろんな影響があるんじゃないかっていうことを想定して、地元なり区長さんに相談したり、そういうことなり、説明会を開きたいとかそういう発想はなくて、地元から来られるまで待ってっこうっていうふうな、この11月5日のは、どうですか。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

進出協定の際に、説明会ではございませんけど、くみ上げ量等は地域に不利益を与えないことということの一応進出協定の中でうたってはおります。ただ向こうが、メークスさんが来るのが11月11日ということでありました。その前にちょうどお見えになったから、こうい

う町長は回答をされてありますけれども、別に地元説明等を行っていただくようにするよう
に、私たちとしては思っておりました。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）（登壇）

なかなかですね、いつするとか、はっきり言ってこれ21年度オープンはできないんじゃない
いんですか、できますか。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

鳥飼議員は21年にオープンということをおっしゃってますけれども、進出協定の際記者発
表におきましては22年度のオープンということで発表されております。

以上でございます。（「この新聞違いますよ、これは」「どこの」「来年度中オープンっ
ち書いてあるよ、これ」と呼ぶ者あり）

議長（酒井恵明君）

きちっと一問一答でやってください。鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）（登壇）

これ佐賀新聞ですけど、基山に温浴施設来年度中オープンっていうふうな記事が載ってま
すけど、これは1年この新聞社が間違ってたんですね。もういいです、それは。あ、22年度
ですね。（「はい、22年です」と呼ぶ者あり）私は21年度っていうふうに誤解いたして……
あ、22年度中ということで、地域の方もこういう新聞は21年度で見えてあるわけですよ。21年
度にできるとに全然地元説明も何もないと。だから、どうなってるのかと。はっきり言って
ボーリングを何kmもされるかどうか知りませんが、井戸水の水位と関係ないっていう方も
いらっしゃいますし、関係あるっていう方もいらっしゃいますし、その辺のわからない方も
いらっしゃいますからですね。ということは、まだこの2項目に質問しております温水掘削
申請とかはまだ全然出てなくて、これは何か年に2回しか温泉審議会は県は開催しないとい
うふうに聞いているんですね。あ、3回ですか。いや、時間がないけいいです、もう。

最後ですけど、この温泉掘削してもし温泉が出ますよね。20年間は賃貸借契約ですよ。

それを20年が経過して、再度契約更新になるか。もう20年でやめます、18年度でやめます、15年度でやめますっちゅういろんな状況の変化があると思います。そうした場合、この掘削と申しますか鉱業権と申しますか、こちらの所有権と申しますか、温泉鉱業権の所有はどういうふうになりますか。もう基山町に帰属になりますか、業者から買うようになりますか。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

温泉の温泉権でございますけれども、進出協定の際に一応温泉権については定期賃借権の期間が満了したとき、または定期間賃貸契約が解除されたときは無償譲渡するということで……（「基山町に」と呼ぶ者あり）はい、基山町に無償譲渡するということで一応協約の中に入れております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）（登壇）

進出協定をして、賃貸借契約をして温泉鉱業権でもし平成22年度中に温浴施設ができて、20年になって業者のほうがもう更新しないということになったら、基山町へ温泉鉱業権は帰属するということですね。はい、わかりました。

以上で終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（酒井恵明君）

以上で鳥飼勝美議員の一般質問を終わります。

ここで10時50分まで休憩とします。

～午前10時39分 休憩～

～午前10時50分 再開～

議長（酒井恵明君）

休憩中の会議を再開いたします。

次に、重松一徳議員の一般質問を行います。重松議員。

2番（重松一徳君）（登壇）

皆さんおはようございます。2番議員の重松です。よろしく願いいたします。

今回質問事項1の町長の所信について及び2の鳥栖市との関係については、ぜひ町長のお考えをお伺いしたいというふうに思っております。

今、行政に求められているのは、まさしく危機管理体制であります。世界はいつどこで発生し、拡大するかもしれない、だれも予想できない新型インフルエンザにおびえているという状況です。だれも免疫を持たない新型インフルエンザが人から人へ感染して広がれば、感染者は日本で人口の4人に1人、2,500万人、入院患者は53万から200万人、死者は少なくとも17万から64万人と推定されています。そのとき町民の生命をどうして守るのか、感染拡大をどうして防ぐのか、ライフラインをどうして守るのか、役場の機能をどうして守るのか、深刻な問題が発生します。さまざまな危機管理体制、対応マニュアルを整備し、発生した場合のシミュレーション訓練が大変必要な場合です。これについては基山町はどう対応していくのか、私も疑問を持っておりますが、これについては私もまだ勉強中で次回の議会で質問したいというふうに考えております。

しかし、危機管理体制で欠くことができないのが指揮命令系統の明確化です。そのような状況の中で、私は町長の指揮命令を補佐する副町長を不在にする意図がどうしても理解できません。4人に1人が感染した状況を想像してみてください。病院には入院患者があふれ、町長も感染、入院、たとえ副町長を配置していたとしても感染、入院するかもしれません。役場機能が完全に麻痺寸前になります。課長以下全職員、議員も含めて健康な町民と協力して事態に当たるというのは当たり前のことではありますが、あえて今の時期に副町長を不在にする、置かないという施策が余りにも稚拙と思わざるを得ません。

そこで最初に、小森町長の考え方について質問いたします。先ほど鳥飼議員さんからも質問がありましたように、特例条例を制定して任期期間中に置かないというふうに言われました。副町長を任命しなかったことにより今後どのような問題が発生するのか、まず質問いたします。

また、今日の行政スピードは早く、町民の行政に対するニーズは多様化しています。また、述べましたように新型インフルエンザの世界的大流行、パンデミックも予想されます。町行政全般を一人体制でできるのか大変心配もするところです。今後どのような事態になったら副町長の配置を考えるのか、質問をいたします。現在の町長の気持ちを素直なところで聞かせていただきたいというふうに思っております。

次に、国や県の事業の中で国民、県民の意見が分かれている大型事業が幾つかあります。

佐賀県内を見れば、玄海原子力発電所のプルサーマル計画、城原川ダム建設問題、そして九州新幹線西九州ルート、通称長崎新幹線整備問題等があります。県事業により県財政の圧迫、それによる町への交付金削減等による町財政の緊縮など影響は避けられません。町政の立場からも国、県に対して発言していかなければならないというふうに考えております。特に、長崎新幹線事業建設に対しては、県民の賛否が分かれていると思います。長崎新幹線建設事業に対して、また県民の意見が分かれているということに対して、どのように町長は思われているのか、考えをぜひ聞かせていただきたいというふうに思っております。

次に、鳥栖市との関係について質問いたします。

私は昨年12月の議会一般質問で広域行政について質問しました。その中で上水道や下水道などはどうして鳥栖市と一緒にできなかったのかと質問しましたが、担当課長も急な質問だったため回答できない面がありました。この疑問をずっと持っておったわけですが、この疑問がこの書類で少しはわかりました。こういう書類です。これは平成14年当時、鳥栖・三養基地区任意合併協議会の幹事会で、市町村合併に際して考慮すべき事項の調査が行われ、鳥栖市、基山町で事実確認調査がされ、平成15年5月8日に整理された確認書で当時の鳥栖市助役、基山町助役、署名捺印された公式文書です。当時の議員さんには配付された文書だと思っております。その内容はし尿処理、火葬場、塵芥処理場、上水道、下水道の問題についての経緯が書かれております。すべて鳥栖市と広域行政ができていない問題と一緒にやろうとしてもまとまらなかった経緯について調査、確認された文書です。

そこでまず、市町村合併に際し考慮すべき事項について、この文書についてですけども、その内容の鳥栖市との過去の経緯について町長の所見を聞かせていただきたいというふうに思っております。そして、過去を総括する中で今後鳥栖市との関係をどのように考えておられるのか。また、広域行政、都市計画などで一致してできることはどのようなことがあるのか、考えを聞かせていただきたいと思っております。

最後に、基肄城跡保存整備事業について質問いたします。

平成7年度から始まった整備事業は14年を経過し、特別史跡基肄城跡の公有化率は平成19年度実績で90%を超えました。今後保存整備事業にあと何年かかるのか、先の見通しははっきりしていないのが実情です。

そこで、改めて基本的な内容を含めて質問いたします。

1点目は、保存整備事業の全体計画の予算総額と県事業、基山町事業の内訳と今日までの

支出総額とその内訳について回答をお願いいたします。

2点目は、山林を購入して公有化してきたわけですが、購入方法が総合公園整備事業の民有地購入と違う手法でされておりますが、それはどうしてでしょうか。また、平成7年度からの山林と杉、ヒノキなどの流木の購入金額はどのようにして決まったのか、説明をお願いいたします。

3点目に、現在までの流木の立ち木の規格ごとの購入本数はどのようになっていますか。また、そのうち整備事業で間伐採した本数を実績と今後の予定数とあわせて説明をお願いしたいと思います。

最後に、今後の計画について質問ですが、今後の予算総額はどのようになりますか。そして、町民への今後の全体計画の説明をどのようにされるおつもりですか。そして、大事な部分でもあるんですが、保存整備計画の見直しは検討されているのかお伺いいたしまして、1回目の質問を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

重松議員の御質問にお答え申し上げますが、私は1と2についてお答えして、3については教育委員会のほうから返答申し上げます。

まず、1の町長の所信についてということ、(1)副町長を任命しなかったことにより今後どのような問題が発生すると思われるのかということでございます。これまで副町長の政策提案あるいは企画、そして職員の監督、掌握などについての力量は大変大きなものがあったということで、私もそれに随分と補佐をしてもらったということでございます。これから副町長不在ということは、その業務を総務課長を筆頭に各課長、職員で分担し、当然私にもかなりの責任と仕事が来ると思いますが、全員のモチベーションとスキルアップを願うということで対処していきたいということに思っておるわけでございます。しかし、下手をするといいですか、そのやり方一つでは逆に職員の意欲の喪失とかそういうこと、あるいはまた求心力の低下ということにもなりかねないと、そのことが私も一番心配をするところでございます。そうならないように努力していきたいと思っておるようなわけでございます。やはり変えることへの不安といいですか、心配、危惧、これはもう当然あるわけでございますけれども、それに対するしっかりした組織、備えということも考えていきたいというふ

うに思います。

それから、(2)の町行政全般を一人体制でできるのかと、今後どのような事態になったら副町長を配置するのかというようなことですが、先ほどから鳥飼議員の質問にもお答えしておりますように、一人体制といっても私一人でこれは背負うものでもなく、背負い切れるものでもないということですが、職員みんなで協働して行うことで、それは可能と考えます。もし、それが不可能であることがわかり、それでは遅いわけでございませうけども、また町民の皆さんへのサービス低下を来すということであれば、これはまた配置も考えなきゃいかんということかと思えます。

それから、(3)の国、県事業のうち長崎新幹線事業建設に対しては県民の賛否は分かれていると思う。町長はどう思うかということですが、新幹線事業建設については、当然恩恵を受けるところは賛成でございませうし、また損失等が予想されるところは反対をされるということかと思えます。基山町といたしましては、この鳥栖地区周辺、この一帯が発展するというような考え方からして喜ぶべきかなというふうには思っております。ただし、国あるいは県の財政事情、あるいは費用対効果から見れば疑問も残る点もあるかというふうに考えます。

2番目の鳥栖市との関係についてでございます。

(1)平成15年5月8日付で確認したその市町村合併に際し考慮すべき事項についての過去の経緯についてということですが、市町村合併に際し考慮すべき事項については、それまでの一定の整理がされたものと認識いたしております。今後はそれにとらわれることなく、両市長が連携を深め、双方協力してまちづくり、地域づくりに努力していかねばならないというふうに考えております。

(2)の今後の鳥栖市との関係をどのように考えているか。また、広域行政、都市計画等で一致してできることはあるのかということですが、交通通信手段の発達によりまして通勤や通学、買い物など日常生活における町民の行動範囲は市町村の枠を超えて拡大しており、行政を取り巻く環境は常に変化し続けているということでしょう。また、こうした変化に伴って行政に対する町民の皆さんのニーズも広域的なものが求められるようになってきております。このような状況に的確に対応し、適切な行政サービスの提供を図っていくには、個々の市町村だけでは対応し切れない場合がありますし、近隣の市町村同士でまとまって処理したほうが合理的で、町民の利便性向上につながるものもあると思っております。今後考

えられる広域行政には積極的に取り組んでいきたいと思ひます。また、今後考えられる広域行政としては、火葬場あるいは公共施設の予約システムの運用とか図書館の相互利用、また新エネルギーの活用等が考えられるかと思ひます。都市計画としては、長野地区の流通工業地において隣接する鳥栖市の流通工場地の本町方向への進展に伴う連続的な土地利用を計画的な区域区分の変更について検討していくことも必要かと思ひます。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

教育長。

教育長（松隈亞旗人君）（登壇）

私からは質問事項3の(1)、(2)、(3)について回答いたします。なお、私の答弁で不備な部分がありましたら、課長から補足をさせます。

まず、(1)でございますが、平成7年度から始まった整備事業の全体計画の予算総額、県事業、町事業の内訳、今日までの支出総額の内訳、3つになるかと思ひますが、まず第1点、整備事業の全体計画の予算総額につきましては、平成5年3月に策定されました特別史跡基肄城跡保存整備基本計画において3,136,017千円でございます。ただ、これはあくまで基本計画のすべての内容を実現するという前提での試算であり、今後は整備の内容も含めて実施段階で見直すことは十分あると思っております。

2つ目、県事業、町事業の内訳につきましては、公有化整備事業の内訳は国80%、県10%、町10%でございます。

3つ目、これまでの支出総額とその内訳はということでございますが、支出総額は約694,065千円でございます。そのうち用地取得に係る経費は、659,807千円でございます。用地取得に伴う委託業務経費は34,798千円、このようになっております。

(2)でございますが、山林購入の方法が総合公園整備事業の民有地購入方法と違うが、これはなぜか。また、土地、立ち木の購入金額はどのようにして決まったのかについて答えま

す。

山林購入、いわゆる公有化事業における土地は、土地鑑定評価により㎡ごとの単価を決定しております。また、立ち木につきましては国土交通省九州地方整備局九州地区用地対策連絡会の単価により算出してあります。なお、公園整備事業につきましては、基山町土地開発基金で先行買収購入しております。

(3)現在までの立ち木の規格ごとの購入本数はどのようになっているのか。また、そのうち整備事業で間伐、伐採する本数は、今日までに伐採、間伐した本数と今後の予定本数は。

ちょっと数字が入り込みますけれども、まず購入本数でございますが、杉2万3,791本、ヒノキ4万155本です。規格ごとの購入本数の一覧は既に手渡しされていると思いますが、必要なら課長から答えます。

2つ目、整備事業で間伐、伐採する本数はどうか。まず、生活環境保全林整備事業で平成19年度までに管理車道、歩道、谷どめ工事等に伴う伐採及び林相改良に伴う間伐本数は7,925本でございます。今後の予定本数は、今年度は谷どめ工に伴い117本の伐採が予定されております。ただ、これからの伐採予定本数につきましては、事業の内容や森林の地区ごとの状況により鳥栖農林事務所によって調査され、算出されますので、現時点では不明な部分もございます。

最後(4)でございますが、今後の予算総額、町、国、県はどうなっているのか。また、町民への今後の全体計画の説明をどのようにするのか。また、事業計画の見直しは検討されているのかについて答えます。

今後の予算総額でございますが、平成5年3月に策定しました特別史跡基肄城跡保存整備基本計画の中で概算での試算を行っております。当時の試算では、総額約3,136,000千円としておりますが、これを基準にすればこのうち整備用地の公有化にかかった費用と佐賀県により実施されております生活環境保全林整備事業により削減できる費用で、およそ999,000千円が支出されると想定されるので、あくまで平成5年当時の試算を用いた場合、今後の整備費用につきましては約2,137,000千円、およそこのようになります。なお、今後の整備計画の見直しにより変更されることは、十分にあり得ると考えております。

2つ目、町民への今後の全体計画の説明はどのようにするのか。今後は基肄城跡や同史跡の保存整備についての講演会、シンポジウム、史跡見学会などの啓発事業を通して町民に基肄城跡の価値や保存整備について説明し、理解を得ていきたいと考えているところでございます。

3つ目、事業計画の見直しは検討されているのか。現在、保存整備の基本方針としましては平成5年の基本計画に基づいておりますが、平成5年以降の全国的な史跡の保存活用に関する考え方の変化や整備手法の進展、また大宰府政庁跡、大野城址との対を成す関係にある基肄城の歴史的、地理的特性、もしくは住民のニーズ等によりこれは必ず見直しをする必要

があるということで、検討をしているところでございます。

以上です。

議長（酒井恵明君）

重松議員。

2番（重松一徳君）（登壇）

それでは、町長のお考えについて伺います。

まず、私は町長の今回の決意については敬意を表しております。ただ、それが政策として出されたときに果たしてどうなのかなというふうな疑問を持っております。先ほど鳥飼議員の中でも答えられましたけども、条例で副町長、副村長を置いてないのが49町村あるんだと言われました。私はこの49町村がどういう地理的場所にあって、どういう行政をされているのかというのについては把握してるわけではありませんけども、小国町とかを前回全員協議会のときには一つの例として出されました。基山のこの町政規模、そして基山が今日抱えている広域行政、いろんな面を考えて、果たしてそれがストレートに基山に合うのかなというふうにも思っております。それから、先ほども少し言いましたけども、本当に鳥インフルエンザが発生した場合に、危機管理体制含めてどうなのかなあというふうなところも思っております。それで、本当に町長はこの町政がスムーズにいくというふうなことを考えてやられてるのか、特にこの危機管理体制についてどのようにお考えなのか、再度気持ちを述べていただきたいというふうに思っております。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

本当にこういう体制で今後やっていけるのかどうかということ、それから特にいろいろの危機管理というようなことが今言われております。そういうときにその辺をどうするかということでございますけども、まずやっていけないことはないというふうに考えます。これはもう一つにやはり課長の協力といいますか、そのやろうというような気持ち、その辺にまずかかっておるということでございますし、また役場の職員みんなのその気持ちということ、この辺がまず伴わなければいけないかなというふうに、私ももうそれを強く思っております。それについてはいろいろ組織かれこれは、これから課長みんなにも相談しながら体制つくり上げたいということでございます。

それから、危機管理ということでございますけども、今非常に災害等も天候異変でひどいものがあるというようなことでもございましょうし、あるいは鳥インフルエンザ、新型インフルエンザというようなこともあります。そういうことにつきましては防災計画なり何なり、そういうことの組織を今つくっておるところでございますので、その辺のところ、それにはやっぱり確かに補佐してもらおう副町長の存在も大きいとは思いますが、それは課長みんなで一丸となって乗り切っていくと、そういう体制でいきたいということでございます。

議長（酒井恵明君）

重松議員。

2番（重松一徳君）（登壇）

今言われました町長の気持ちは、私もわかります。大事なところだと思うんです。しかし、あえて先ほど特例条例を3月議会に上程して行うんだというふうなことを言われました。まさしく、副町長に対してもう予算はつけないということだと思うんですね。もう条例で廃止するということであれば、副町長は余分な予算はもう計上もなくなるんだというふうに思うんです。今後どのような事態になったら副町長をまた配置するのかという質問で、住民皆さんへのサービス低下を来しているということがあれば配置も考えなければならないということであれば、当面今町長の言われました気持ちを中で頑張っていこうというのは、私はそれはそれでいいんだろうと思いますけども、あえてこういう特例条例まで設けて配置しないということはどうなのかなというふうに思っております。副町長ですので、言われましたように町長の補佐という面ではだれでもというわけにはいかないというのはわかります。前古賀副町長、大変2人いろんな面で相談されて今日まで来られたんだろうというふうに思います。今後、やっぱり町長の側近としているんな相談相手として、代理として補佐する人がやっぱり身近にいて、何かのときにはお互い相談し合い、そして決定していくというのは大変大事な部分だろうと思います。そういう人材がまず基山町の中で、これは小森町長が私はこの人が適任なんだというのがあれば、私は迷わず副町長をやっぱり任命して、配置していただきたい。そのためには、こういう特例条例を設けなくて、当面は一人で頑張っていこう。しかしもし、何かのときにどうしても副町長を置かなければならないというときには、迷わず副町長を配置するというふうなことでぜひやっていただきたいというふうに思っております。3月議会に特例条例を上程するという部分については、ぜひまた考えてもらいたいなというふうに思っております。この点について。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

今特例条例のことを私も申し上げましたし、重松議員も言われましたけども、これは当分の間にしてもいずれにしても置かないという条例はやはり定めておく必要があるということの県からの指導もございまして、やはり一応当分にしても何にしても置かないという条例は制定する必要があるということでございますので、私はひとつ特例というか、いわゆる任期中はというようなことの条件をつけての置かない条例を上程させていただきたいというふうに思っております。

議長（酒井恵明君）

重松議員。

2番（重松一徳君）（登壇）

だから、置かないというんじゃなくて、今人選を含めて相談していると、当たっていると。しかし、現実問題として今いないという部分とはとらえ方が違いますね。だから、私は今言いました部分でお願いできないかなと。話を聞けば、区長会としてもこの問題心配されているというふうなことも伺っております。町民が不安を抱けば何もならないと思うんですね。町長のこの決意が逆にマイナス効果が発生するということだったら、何もならないと思うんですね。だから、この点についてはまた考えもしていただきたいなというふうに思っております。私は最初に言いましたように、町長の決意については敬意を表しております。ぜひそういった意味では、また考えも考えとして皆さんの意見も聞いていただきたいし、特にそれぞれ課長さんとは十分意思疎通を、職員とは十分意思疎通をしていただきたいというふうに考えております。

次の質問に入りますけども、新幹線の問題を挙げました。恩恵を受けるところは当然賛成と。じゃ基山は何か長崎新幹線開通して恩恵があるかということ、少しはあるかもしれません。そんなにはないんですね。だから、恩恵があるなしでこの問題を見ることは、私は大変問題があるなと思っております。この長崎新幹線、言われるように建設費が莫大にかかると。約4,000億円かかるというふうなことも言われております。その時間短縮効果はどれぐらいかと言われると、もしうまくいっても20分と。場合によってはもう5分ぐらいしか短縮効果はないんだというふうなことも言われております。そして、問題はこれは地元負担、佐賀県に

対しての地元負担、いろいろ合わせると約210億円、これ佐賀県に地元負担が来るといふうなことも言われておりますけども、佐賀県今大変財政が厳しいということでいろんな緊縮といたしまして、やってもおります。その中で210億円の新たな負担をして、本当に佐賀県生き残っていくことができるのかなというふうな心配もし、町長もそういう心配の中から財政費用効果から見れば問題があるというふうなことも、先ほど答弁をされましたけども、もしそういうふうな見方をされるんだったら、やっぱり町のトップとして県ないし国に対して中止とか一時凍結の要請をすべきではないかというふうに考えますけども、この点についてどう思われますか。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

確かに、重松議員おっしゃいますように問題なのはやっぱりその辺の費用の問題、財政の問題だということだろうと思います。国も大変な時期でございますし、佐賀県もそうでございます。ではございますけども、もうそういうことで決定をとるか、見ておるといふようなことでございますので、今ここにおいて私も反対、むしろ旗を立てるといふつもりはございません。ただ、最初にこれは我が身といふか、のためにと申して言ったのは、やはり協力されたところの発展のために、開発のために、余り偏ったそういう県の財政措置をしていただいたら困りますと。その辺のところはしっかり私どものほうにもひとつ目を向けとっていただかなければ困りますということだけは、県のほうにも強く申しはしましたけども、今のところそういうことでございます。

議長（酒井恵明君）

重松議員。

2番（重松一徳君）（登壇）

今九州新幹線、八代から西鹿児島まで開通して、今博多から西鹿児島まで工事がされています。本来九州新幹線、一番利用率、経済効果からいけば博多から熊本間なんです。先に本当はそこをして、その後はまだ地元要請、経済波及効果もあるということだったら、その先の鹿児島までするというふうな工事が本当は一番いいんだろうと思うんです。しかし、実際問題とすれば、一番遠いところから工事をして、そして既成事実をつくって、そしてそれから博多から八代までの工事に入るという流れで今来ていますね。今度の問題もそうだろうと

思うんです。武雄から諫早間、フリーゲージトレインでやると。まずそこをして、いずれこれは地元要望としても新鳥栖駅から武雄間も新幹線を走らせてくれと。そして、フル規格で走るようにしてくれという要望が必ず私は来るんだろうと思うんですね。もう際限ないと思うんです。もう泥沼に入っていくと思うんです、一回この工事を始めれば。だから、いろんな心配があるし、特に一番経済波及効果がある長崎でも賛成、反対の意見はこれ二分してるんですね。佐賀の場合でもいろんな意見あります。その中でやっぱりこういう県を二分するという問題に対しては、これはやっぱり住民投票をして、住民の意見を直接聞いたほうがいいんじゃないかと。これは決して議会制民主主義を否定するものではないと。議会制民主主義を補完する立場としてこの住民投票をとというふうなことが言われております。プルサーマル計画ではこれ県議会のほうで否決されて、住民投票はなりませんでした。私はこの長崎新幹線では必ず住民投票というのをしなければならぬ面があるんじゃないかなというふうに思っております。これで先ほどの回答の中にはないんですけども、こうして地方、県の意見を二分するとか、国の問題もそうでしょう。また、基山町についても今から二分するような施策なんかがあるかもしれません。そのときに対してこういう住民投票、直接投票について町長の御見解を聞かせていただきたいというふうに思いますけども。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

国、県、そしてまた町におきましても、本当に生活に密着した大事な問題なんかにつきましては、特にやはり住民投票という手法もあり得るというふうに思います。その辺のところは今基山町まちづくり基本条例、その中にどう扱うかというようなことで議論も今あつてるようなわけでございます。そういうことで、私としてはやはり住民投票というのは一つの民意を知るための手法かというふうには考えております。

議長（酒井恵明君）

重松議員。

2番（重松一徳君）（登壇）

では、時間の関係もありますので、次の質問に入らせていただきます。

鳥栖市との関係、私は大変大事だと思っています、今から先。しかし、先ほど言いましたいろんな面含めて鳥栖市と広域行政ができていないと。広域消防、介護保険等されてる部分

もあります。しかし、上水道、下水道含めて先ほど鳥飼議員の質問内容にもありますけども、そういう問題を含めてできていないと。この経緯について先ほど言いましたように、このまとめられた文書あります。鳥栖市と基山町のこの調査まとめ、食い違ってる部分も大分あるんです。そして、これがもう時間がたってるということで調査できなかったという部分であります。私は先ほど町長は認識としては整理されているのはわかっていると、認識してると。しかし、今後は両市連帯を深めて双方で協力していきたいというふうなことを言われてます。しかし、何でもこういうふうになったのかと。一つ一つの項目違います。し尿処理から火葬場、塵芥処理、いろいろ違います。しかし、結果として一緒にできなかったと。私は今回、先ほど言いましたように今後は鳥栖市との連携を深めて大変大事だと思うときに、これについてやっぱり整理しなければならないと。そして、お互いの気持ちも含めて、この当時は町長も前町長でしたし、鳥栖の市長も前市長だったものですね。これについて鳥栖市長と意見の交換をしたということがあれば、話をさせていただきたいと思えますけども、どうでしょうか。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

この市町村合併に際し考慮すべき事項ということについては、特に前市長とも今の市長とも話し合ったことはございません。

議長（酒井恵明君）

重松議員。

2番（重松一徳君）（登壇）

もし、何か話すときがあれば、ぜひ私は整理は整理としてありますので、これについてお互い確認した部分での総括的な話をして、そして今後どのようにやっていくのかという部分をぜひお願いしたいと。私もこういう疑問を持っている中で今橋本市長大変忙しくて、12月3日からは議会も始まりまして、みやきに暴力団進出という問題で分刻みで動いていられるというのは私も承知をしていたわけですけども、高校の同級生という仲でもありますので、できたら会談をしたいなということで1週間前から日程調整をして、実は12月4日の午前中に約1時間2人だけで市長室で会談をさせていただきました。いろんな部分について話をし、詳細についてはこの場では申しませんけども、今町長言われてましたようにやっぱり一緒に協力してやっていかなければならないというふうなことで言われております。そして、

広域的にもいろんな部分含めて協力していけるとは協力していきたいと。何かやっぱりしていかなければならないというふうなことを言われてるんですね。しかし、今先ほど私新型インフルエンザの話をしましたけども、鳥栖はもう計画つくって、例えば防具マスク、防具服、鳥栖市で準備されてるんですね。私疑問に思うんですよ。そこに基山は入ってないと。鳥栖市はもういろんな部分含めてやられています。基山はそういった意味では、またおくれるのかなと思ったりもするときあるんですね。そういう面含めて本当どうなのかなと、広域行政。そして、今こういう広域行政として何ができるかという中で、火葬場の話もされます。私は何か新しい建物をつくって、そしてそこを広域でやっていくというよりも、現存するそれぞれの施設をいかに広域的に使うのかという部分が大変大事な部分でもあるだろうと思うんです。火葬場は言われましたように、基山と町内での火葬と町外からの受け入れは金額違いますね。鳥栖市も違うんですね。基山から持っていければ高いですね。そういった意味では、鳥栖と基山が本当にこの火葬場を含めて一緒にやっっていこうと思えば、まずそういうところを改善しなければならないと。そして、鳥栖市長なんかは、鳥栖市はそこにこの新型インフルエンザでもし鳥栖で発生すれば何名の方が亡くなるかもしれないと。そのときに今の焼却場で果たしてこの死体の処理をできるのかというところまで計算されてるんです。月に24時間フル稼働して約700体処理できる能力があるんだと。それは鳥栖市だけですよね。基山から持っていこうと思ったら、そりゃ基山は多分同時進行で進みますので、無理ですよ。だから、こういうところを含めてするためには私は広域行政と思うんです。だから、こういうところをぜひお願いしたいというふうに思っております。

それから、今職員間で鳥栖・基山地域ビジョンの検討委員会が開かれております。12月3日にはプレゼンテーションが開かれて、第1次答申といいたいでしょうか、提言がされたんだろうというふうに思っております。これについて経緯というよりも12月3日のこのプレゼンテーションで出された意見について、ぜひこの場でわかる部分だけでも結構ですけども、提示していただきたいというふうに思いますけども、どうでしょうか。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

それをお尋ねになるというのは、ちょっと私も準備しておりませんでしたけども、とにかく鳥栖・基山地域ビジョン検討委員会、8人、8人ですかね。中堅職員さんが寄られて、も

う15回にわたっていろいろと検討されたということでございます。それは別にしましても、そこで私思ったのはやはり大きな視点と、それから鳥栖・基山というような視点と両方から見て、九州は一つなんだと。その中心がこの地域なんだというような視点、そして東南アジアとの関係と、そういう視点から大きくやっぱり一体とならなきゃいかんというようなこと。それからまた、鳥栖と基山にしてもやはり一体感を持って連携と協調というようなことでやっていかなきゃいかんということでございました。そういう報告がなされました。

そして、具体的には学校の選択制度を県境を越えてというようなことも提案もありました。それから、一体感の向上と申しますか、いろんな意味において先ほど重松議員言われたような都市計画もそうでしょうし、それから施設の利用にしたりして何にしたりして、街路樹一つにしたりしてやっぱり一体感を持ってやっていかなきゃいかんだらうというような、そういうことでございます。それから、地域的にはそういうことで、あとは九州全土の防災、減災対策というようなそういういろんな提案が出たようなわけでございます。確かに、私のほうもやっぱり参考になったなど、そういう考え方で新しい考え方でやっていかなきゃいかんという認識を持ちました。

議長（酒井恵明君）

重松議員。

2番（重松一徳君）（登壇）

私も会談の中では少し話を伺いました。橋本市長が特に強調して言っているのは、やっぱり情報の共有化なんです。お互い情報の共有化をしよう。今これだけ交通システム発達して、行政という枠組みではなくて、もう常に基山の方が鳥栖にも行くし、久留米にも行くし、博多にも行くし、どこにでも行くと。しかし、行政というこの枠で見れば、例えば基山町のホームページ、例えば基山町の広報には鳥栖市の行事については掲載されていないと。まず、そういうところをお互いの情報の中にそれぞれの市、町の情報を繰り入れて、町民が日ごろからこの鳥栖市との関係で情報を目にするようなことをまずする中で、意識的に一体感というのをつくっていけば、それが両立できればおのずから行政が別々というのもおかしいねという意見も出てくるだろうし、一緒にやれるところは一緒にやっついこうというふうになってくるというふうな町民意識としての感覚が高まってくるというふうなことも言われております。ぜひこういう面ではこのプレゼンテーションで出された部分、いかに具体的に進めていくのかと。まだまだ今提言段階で、まだ意識調査とかそういうところから始まってきて、こ

れは続いていくんだらうと。いずれ市内のこの行政システムの改革から含めて討論もされていくんだらうと。そして、これが大きいけばクロスロード協議会の中での議論に発展していくんだらうというふうにも思いますので、ぜひそういった意味ではしていただきたいというふうに思っています。やっぱり橋本市長が一番言ったのは、何か一つでもいいと。町民、鳥栖市民が困っていることをお互い協力して何か一つやれば、ああ鳥栖と基山が協力して町民が困っている、市民が困っていることを解決したねという中で次のステップが踏めるのかもしれないと。過去の経緯も先ほど言いましたけども、いろんな過去の経緯の中で難しい面があるというのはわかります。先ほど上水道の問題も言われました。橋本市長も弥生が丘まではもう鳥栖の分は来てるんだと、接続すると。水を落とさなければ、それは何も役にも立たないんですね。だから、そういう問題を含めて、難しい問題があるけど、その前提として何か困っていることをお互いに。私はその一つが今回サガン鳥栖を、今度基山に宿舎を建てると、寮をですね。それが一つのステップになるかもしれないと。はっきり言われてるんですね。基山のいろんな行事の中にどうしてサガン鳥栖の選手を呼ばないのと、プロ選手を呼ばないのと。プロ選手が来れば、それで子供たちもああ、選手が来てるということで集まるんじゃないですかと。うまくお互い利用できることは利用しながらやっていけばいいんじゃないですかというふうなこともありますので、ぜひそういった意味ではよろしくお願いしておきます。

次の質問に入らせていただきます。

この基肆城跡の整備事業、私もよくわかりませんでした、はっきり言って。それで、先ほど言いました特別史跡の基肆城跡保存整備計画の立派な冊子があるということで、私も探しましたがけども、もう余分がないということで、じゃあコピーさせてくださいということで実はコピーだけさせてもらいました。平成5年に策定されたのが見直しはされてないと。そして、今日までずっと続いてきたと。続いてきたのは何かといえば、山林の用地の購入と立ち木の購入と。そして、私はこの計画を見れば、第1期工事、第2期工事となって、用地取得と、例えば遺構保存とか、また水門広場の設置とかというのは同時進行に進んでいくようになってくると思うんです。同時進行になんですよ。そしておまけに、用地取得についてはやっぱり重要な遺構のところからまず購入していくと。水門のところから最初の購入していく計画だったのではないですか。これについてまず質問いたします。

議長（酒井恵明君）

教育学習課長。

教育学習課長（古賀芳博君）（登壇）

基肄城保存整備についてでございますが、用地買収と整備について同時進行じゃないかということでございますが、特に水門関係という話が出ております。まず、整備をするためには町有地でなければならないということで、用地交渉を先にいたしましたわけでございます。それで、先ほどから言っておりますように、ほぼ用地買収が終わって今後整備についていきたいというふうに思っております。それで、その同時進行ということについては先ほど言いましたように、まず用地交渉が終わらなければ、いろんなことができないということでございますので、平成5年の当時の計画でそうになっておりましたけど、あと用地交渉が終わってからというふうになったわけでございます。

以上です。

議長（酒井恵明君）

重松議員。

2番（重松一徳君）（登壇）

それは見直しをされたんですか。先ほど私は聞いてますけども、平成5年3月の策定に基づいて今日進められてきてると。そして、残りのじゃあと幾らかかるのかというのも見直しの金額じゃなくて、この平成5年3月のときの策定の金額で今日これだけ今かかっているから、あと幾ら残っているんだというふうな説明ですよね。今言われたのは、いや見直しをする中で用地取得を先行しましたと言われましたけども、いつの時点でそういうふうに計画が変わったんですか。これを見れば、明らかに同時進行ですよ。第1期工事、第2期工事とある中で、1年次、2年次、3年次から第1期が7年次まで、第2期が8年次から15年次までですよ。今取得を始めて14年ですので、来年で大体本当は全部終わらなければならなかったんですよ。用地取得は来年度に終わりますよね。しかし、それ以外については何ひとつ今この計画からいってませんよね。先ほど言いました水門の石垣の修復ですね、これ3年次から4年次にかけて修復するようになってるんです。だから、いつの時点でそのように見直しが変わったのか、説明をお願いいたします。

議長（酒井恵明君）

教育学習課長。

教育学習課長（古賀芳博君）（登壇）

基肄城整備の見直しをしたかということでございますが、まず水門地区については用地交渉がうまくはかどらなかったということもございまして、その見直し等においてまず用地交渉を先にしようというようなことで、用地交渉を先に行ったわけでございます。見直しについてはしておりません。

議長（酒井恵明君）

重松議員。

2番（重松一徳君）（登壇）

見直しをされてないというところに、私は一番問題があると思うんです。平成5年から始まった工事が見直しをされずに、用地取得だけは地権者の方の協力も得てされたんだろうと思いますけども、進んできた。しかし、それから先の計画は何ひとつ見直しされてないと。私は冗談で今から先あと二十何億円この基肄城跡に金を使うという中で、基山の頂上に小学校でも建てるんですかと冗談で言ったことあるんです。21億円ですか。あと基山町がこの基肄城跡にお金をつぎ込むだけの財政的な余裕ありますか。なかったらなかったで、私は見直しをしていかなければならないというふうに思うんですね。この計画から見れば、植物センターですか、何かいろいろ建てるようになっておりますし、ピジターセンターからアスレチック、いろんなことがされております。本当にこれができるというふうに思われてますか。見直しはしなければならぬということを言われてますね。じゃいつ見直しをされますか、いつの時点で。（「21億円もかからんとやろう」と呼ぶ者あり）

議長（酒井恵明君）

教育学習課長。（「町負担は1割やろうもん」と呼ぶ者あり）

教育学習課長（古賀芳博君）（登壇）

見直しにつきましては、今後協議をしていきたいと思っております。

議長（酒井恵明君）

重松議員。

2番（重松一徳君）（登壇）

後ろのほうからこれ1割じゃないのかと言われております。私も思ってたんです。しかし、これ1割というのは町有地の購入費だけですよね。国から8割、県から1割、町費が1割というのは公有地の部分だけですよね。今から先の整備事業は補助金がどれだけ来るかは知りませんが、よくて交付金が3割か4割です。それ以外は全部町費でしなければならない

という部分でもあるだけに見直しをしないと、本当に財政もつのかなというふうに思っております。もう時間もありませんので、ほかに質問したかったことが幾つかあるんですけども、本当に見直しをしていただきたいと。

そして、この山林の購入方法についても伺いました。単純に計算すると、平成5年度から今日まで購入、立ち木も含めて平米単価を計算すると、これ1千円超えるんです。そして片方、きのうから問題になっております山林の寺谷線での購入、平米300円です。余りにもかけ離れ過ぎてると。先ほど土地鑑定評価による平米の単価見直しをしてきたというふうなことを言われておりますけども、実勢金額といいますが、実勢価格といいたいでしょうか、土地評価価格といいたいでしょうか、今現在の。かけ離れているのじゃないかなと。しかし、それは平成5年当時に購入し始めて、そしてその金額というのが余り差がなくて、それがずっと今日まで来てるという部分の問題でもあるのかなというふうに思っております。今から先町有地を購入、町が何かを購入するときにはやっぱりこの整合性といいたいでしょうか、そして市場価格といいたいでしょうか、この辺の調査含めて、そしてこれ当然相手がいることですので、相手の方とも相談しなければなりませんけども、この辺についてはぜひ調査研究をしていただきたいなというふうに思っております。ここをやっぱりしていかなければ、今から先町民に対しての説明がつきにくいんじゃないかなと。私が何で今回ここをしつこく質問してるのかというと、町民の方はだれも知らないんですね。基山の基肄城跡にこれだけ税金を投入しているというのを理解してある方は、私はごく一部だろうと思うんです。私も知りませんでした、議員になるまでは。議員になってやっぱり少しおかしいんじゃないのかなあというふうな疑問を持って質問をしております。ぜひ今から先町民に対して説明をするときに、説明し切らないということじゃやっぱり問題。そして、総合公園でもやっぱり計画の見直しを場合場合によってはしていかなきゃならないというふうな意見ずっと出ております。私もそう思っております。今回のこの基肄城跡についても、平成5年からスタートして今日まで14年、15年見直しをされていないというのは、やっぱり問題だと思います。ぜひ早急に見直しをまたしていただいて、町民に対しての説明をしていただきたいというふうに考えております。

最後に、これ私の意見ですけども、よく今私の気持ちの中といいたいでしょうか、考えとして発想の転換というのを常に意識してます。今回町長は副町長を置かないと、条例改正して置かないということで今決意されております。しかし、見方を変えて、例えば前天本町長が副町長を置いてなかったと。自分は今回条例を改正して副町長を置くというふうに決めたと。

同じ決意ですよ。置かないという決意もあれば、改めて自分は条例を改正してまで副町長を置くという決意。その決意の中でどちらのほうが今から先基山町を、道を切り開くときにいろんな面を含めてできるのかと。ただ単に引き続き、前の副町長がいらっしゃって退任されたから、新しい副町長を引き続きだれかを配置したというふうなとらえ方じゃなくて、新たに自分が条例改正して副町長を配置したというふうなとらえ方で配置すれば、また全然とらえ方が違ってくるんだろうと。発想の転換ですよ。というふうに思っております。そういう意味では、プラス思考に物事を考えていくといいでしょうか。マイナス思考じゃなくて、プラス、プラスに。そして、このマンパワーといいましょうか、職員含めてこの人間で、この職員数で私たちが基山町を引っ張っていくんだということの中での発想というのも、私は大事だろうと。減らすほうじゃなくてふやすという発想も大事なんだろうというふうなことを最後に申し上げまして私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（酒井恵明君）

以上で重松一徳議員の一般質問を終わります。

ここで午後1時まで休憩いたします。

～午前11時58分 休憩～

～午後1時 再開～

議長（酒井恵明君）

休憩中の会議を再開いたします。

これより片山一儀議員の一般質問を行います。

片山議員。

5番（片山一儀君）（登壇）

こんにちは。第5番議員の片山であります。今まで町長の行政改革といいますが、組織改革あるいは基本条例の設定、あるいは副町長を置かないとかいろんな取り組まれていること、あるいは多くの課長が一生懸命に住民のために御活躍いただいていることにまず敬意とお礼を表します。

今、秋になりますと私はよく昭和59年ごろでしたか、現在の財務省、大蔵省に主計官の前に毎日座ってたことを思い出すわけであります。基山町でも新年度の事業の確定とそれに伴う予算の積算等に忙しい時期かと思えます。そういう時期に当たりまして、本定例議会では

3項目について質問をさせていただきます。予算編成と指定管理者制度と、及び行政サービスについてであります。

予算編成等につきましては、4項目質問をいたします。

1つは、予算編成をするもととなる基山町の事業計画策定に当たっての見積もりデータを収集する手段、どういうもので将来を見積もるためのデータを集められているのか。これを1点であります。

2点目は、次年度の予算編成方針を既に作成されていると思いますが、いかがでしょうか。

第3点目は、予算編成の基本を成す予算編成方針を本議会に提出して審議をされないのはなぜでしょうか。

4つ目は、基山町の予算の査定はどのような方法で実施をされているのでしょうか。

大きな2番目の指定管理者制度につきましては、指定管理者制度についてはその改善を目指す全国協議会が発足したのは御承知のことと思いますが、9月の定例議会で指定管理者制度導入に当たり戒められている事項は何でしょうかとただしたら、知らないという回答でございました。この秋に基山町は町民会館と総合体育館等の指定管理者の募集を行いました。3社の応募があったと聞いております。審査、指定管理者の選定について幾つかの疑問を持っていますので、次の2点についてお伺いいたします。

1点目は、このたび町民会館等の指定管理者の募集があり、審査がありましたが、審査になぜ第三者評価制度を採用されなかったのでしょうか。

第2点目は、特定非営利活動法人が2団体、営利を追求する会社、民間会社が1団体応募したと聞いておりますが、特定非営利活動法人と営利を追求する会社については選考に当たり何か考慮されたのでしょうか。

3点目、行政サービスです。

先日、久留米市役所と鳥栖市役所を訪問する機会がありました。行き先の所在を伺ったところ、管理者、課長クラスかなと思うんですが、親切に案内をしていただきました。振り返って基山町の現状についてお伺いいたします。

1点目は、町行政、何を生産するところでしょうか。

第2点目、前町長及び小森町長は将来合併は避けて通れない問題であると発言されています。合併をしたらいろいろな職員が一緒になる、競争をする、知恵を出し合うことになると思うんですが、これはそれも含め、あるいは現在の行政サービスを向上するためにも、職員

の士気の向上は必須だと思うんですが、その準備というか、どういうふうにされておるのでしょうか。前の議員さんから質問があっておりましたが、重複であってもお答えいただきたいと思います。

行政サービスとは少し異なるんですが、通告のとおり最後にお伺いします。

それはこのたび全国町村議会議長会が開催されましたが、その会で道州制に反対という特別決議を採択されました。これに関して町長の御意見をお伺いしたいと思います。

以上で第1回目の質問を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

片山議員のお尋ねにお答えいたします。

まず、予算編成等についてでございます。(1)の予算を編成するもととなる基山町の事業計画策定に当たり、見積もりデータを収集する手段はいかなるものがあるかということでございますが、予算の編成に際しましては基山町総合計画に掲げた目標を念頭に置き予算編成方針を作成し、3カ年計画である実施計画をもとに基本事業を予算化するという方法をとっております。個々の予算につきましては、経済諮問会議で出された日本経済の進路と戦略やそこで使用された内閣府による各指標の試算値、総務省が作成した地方財政計画、県との協議等を参考にし、各課担当業務において見積もっております。

(2)の次年度の予算の編成方針を既に作成していると思うが、いかがですかということですが、予算編成方針は基山町財政規則第7条第1項により総務課長が作成し、11月30日までに町長に提出し、各課長に通知することとなっております。今年度は11月4日に各課長へ通知をいたしております。

(3)の予算編成の基本を成す予算編成方針を本会議に提出して審議されないのはなぜかということですが、予算編成方針は調製過程における執行機関内部での事務手続であり、方針を示された各課長が予算要求を行い、予算原案の決定へ展開していくもので、執行機関の長である町長がその予算原案を議会に提出し、説明をすることで足りるものと考えております。

(4)の基山町の予算の査定はどのような方法で実施されているかということですが、予算の査定は予算編成方針に沿って実施しておるところでございます。

この2も私、2のこの指定管理者制度も……

議長（酒井恵明君）

これ教育長、教育長でしょ。（「議長、今質問あったんですが、これ指定管理者制度に関する問題ですので、町長のほうからお願いしたいと思います」と呼ぶ者あり）町長に答弁を求めらるんですか。（「そのとおりです。町長のほうでと言っているんです」と呼ぶ者あり）じゃあ。

町長（小森純一君）続

それじゃ私のほうよりお答えさせていただきます。指定管理者制度についてでございます。

(1)このたび町民会館等の指定管理者の募集があり、審査があったと。審査になぜ第三者評価制度をとらなかったのかというようなことでございますが、町民会館及び体育施設等の指定管理者選定委員については、施設の管理運営を指定管理者が行うに当たり、その業務内容等を理解するとともに、応募団体との利害関係がなく、選定評価の公平性が保たれ、また他市町の状況等も勘案し、委員を選任いたしました。なお、選定に当たっては町体育指導員会長及び社会教育委員会委員に選定委員会への出席を求め、意見を聞いております。

(2)の特定非営利活動法人が2団体と、それから営利を追求する会社が1団体応募しております。特定非営利活動法人と営利を追求する会社について選考に際し何か考慮したかということでございますが、指定管理者の候補者の選定に当たっては施設の運営が住民の利用に関し公平性を確保することができるか、施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られているか、また施設の管理を安定的に行う物的能力及び人的能力を有する者であるかを総合的に審査し、選定をいたしております。

3の行政サービスについてでございます。

(1)町行政、役場は何を生産していると考えておるかということでございますが、これは住民サービスだと思っております。

(2)の将来合併は避けて通れない問題であると発言しておるが、職員の識能の向上のためにどのような準備をしておるかということでございますが、合併の有無にかかわらず人材が最も大切と考えておりますので、能力向上、人材育成、教育、そして意識改革にも心がけています。今後も住民サービスの徹底、あるいはあいさつとか接遇でございますが、それから職員研修、人事交流、派遣、それから人事考課制度の確立、目標管理とか評価、出前講座等を継続して行っています。

(3)の全国町村議長会が開催され、そこで道州制に反対というような特別決議を採択され

たが、町長の所見をということでございます。これは町村議長会でもそうございましたし、町村長会でも道州制反対を決議いたしております。私としましては道州制は総論、理念としては賛成と、それから各論、実行策としては疑問にということでございます。総論とはいわゆる筋でございましょうから、今の流れとしまして地方集権から地方分権へと、そして住民自治へのというような大きな流れがあるかと思えます。それに対しましてやはり道州制は必要かというふうには私個人は思っております。しかしながら、各論とは何かと言えば、まだその具体策だろうと。どういう方向でどういう方法で進んでいくのかというのがまだなかなかわからないということで、いわゆるもうその各論は先ほど申しますように、私もまだまだ疑問だというふうに思います。そしてまた、目的は何か、それから政治のあり方、姿、地方分権か財政合理化か、これからの日本にとってどうあるべきかなどを考えながら、これから進めていくべきだろうというふうに考えております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）（登壇）

予算編成の基礎となる基山町の事業策定の基礎となるデータについて質問したんですけども、内閣府、総務省のデータを基礎にという話なんですけど、そういう国の役所から出てるデータを参考にされてるということですけども、現在白書、青書が何種類出て、基山町に何種類ぐらい備えつけられてるんでしょうか、お伺いします。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

白書については基山町は1冊、青書についてはございません。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）（登壇）

何冊ぐらい発行されてるかと聞いたんですね。それで、白書は何種類ぐらいあるかと聞いたんです。その後で備えつけてる数を聞いたんです。お答えください。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

白書につきましては、私が知り得る限りでは約30から40あるものと思っております。青書は1つだと思っております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）（登壇）

白書というのは50以上ぐらい70ぐらい出されてるんですね。国自身が出してるのが非常に少ないんですけども、行政法人とかが出しております。それを参考にされるということであれば、それは備えるべきであろうし、私はそれを参考にすることがいいかどうかというのは別なんですけどね。国のデータ、将来の方向性をつかむのには確かにいいかと思います。しかし、行政サービスの第一線である町役場が事業を策定するときに、直接関係があるかなと思うんです。町の行政事務は一般的には三割自治というふうに言われております。先回お伺いしたら、自治事務と法定受託事務は数はつかんでおりませんという回答でございましたけども、再度お尋ねをします。どのようなデータを役場はつかんで、役場の住民サービスの基礎データにされてるんでしょうか、お答えください。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

先ほども町長が回答しましたように、基山町総合計画なり日本経済の進路と戦略、または総務省が出しておる地方財政計画、そういったものを参考にして予算調製をしているところでございます。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）（登壇）

今おっしゃったのはデータはじゃないですね、数字じゃない。総合計画にあるとすれば、アンケート調査をされてます。それは一つのデータかと思います。あとはデータはじゃない

じゃないですか。要するに、もしそうであるとすれば、実際はそうじゃないと思いますよ。思うんですが、そうであるとするならデータに基づかない事業計画に基づけられてる。現在の総合計画は10年ですが、前提数字もこの前企画課長がお答えになってるように、高齢化の数字は違ってる、前提は26%。ただし、これから10年先には34ぐらいになるとおっしゃいました。それはデータですよ。今のお答えですと、事業計画を作成するときデータもつぐらないで、何もその根拠なしに、全部だと言いませんけど、じゃないかなと疑念を持つんです。例えば、今回の古川知事が2007という総合計画をつくられました、4年間で。これは全部目標が書いてあります。基山町の総合計画、目標はないですよ。それを今前段、後段の展開をして、各課でこれは前段にしよう、後段にしようということで企画されてるんだと思うんですが、しかもそれを年ごとの3年間の計画をつくって、1年ごとローリングシステムをやるとおっしゃってますが、実際に前年度の反省は、要するにローリングシステムの中の昨年の分析は何もその実施計画、今年度の実施計画に出てきてないですよ。普通だったら、その今年度の、例えば20年度だったら19年度はこうだったよ、したがってこうするよということが書いてあると思うんですが、今私のところに19年度、20年度実施計画あります。それは前年度の分析検討は一つもその中に入っていない。いや、出てないのかもしれない。実際はしてるんだけど、文章として表現されてないのかわかりません。そういうことでお伺いするんですが、今国はたくさんの情報機関を持っています。町で持っているデータの一番基礎は何だとお考えですか。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

町が一番持っているデータということでございますけれども、やはり前年行った決算資料、そういったものがデータとして有効になるのではないかと考えておりますけど。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）（登壇）

過去のデータをトレンド分析するのも結構だと思うんですが、私は法律でちゃんと備えていかなければいけないデータがあるじゃないですか。住民基本台帳っていうのがあって。これほどのデータはないんです。住民基本台帳と人口ピラミッドをつくること

んです。その人口ピラミッドで基山町がどのように変わっていくのか、どのように推移していくのかが見えるわけですね。そういうので将来こうしなきゃいけないよっていうことをやられてるんじゃないんでしょうかね。お答えいただきたいと思います。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

そういう人口ピラミッド、人口がどういうふうになるかというのは当然総合計画においてもそういった予測等もしてますし、予算等でもそういったものが出てくるんじゃないかと思っております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）（登壇）

安心をしました。やはり将来のデータを分析をしてやらないと、大きな間違いを起こすんじゃないかと思う。例えば、データ処理を誤っていると私は思うんですが、ある基山町の方が言われたというふうに聞いてるんですが、だれかわかりませんが、玄海町と基山町は非常に豊かな町である、佐賀県でもですね。そうすると、それが赤字団体になるときはほかの町はみんななるよっていう発言をされたというふうに聞いたんですが、私はこれもおかしいなと。要するに、先ほど同僚議員から大きい、小さいという話が出てましたが、大きな地方自治体の減衰曲線は算術級数的なんですね。小さな自治体は幾何級数的に減衰すると言われてるんですね。例えば、大きな鐘、梵鐘ですね、小さな鐘、同じ温度に温めて冷やすときには、大きな鐘は徐々に下がっていきます。小さな鐘は急速に下がります。これに比熱という概念を入れますと、もっと変わってきます、曲線が。そのようにデータをしっかり分析をして、やはり将来を誤らないように行政のほうで考えていただきたいとお願いをいたします。

次の質問に移ります。

予算編成方針を11月4日に各課長に示したと言われておりますが、これは何ですか。単なるシーリングだけですか。教えてください。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

予算編成方針についてでございますけれども、この予算編成方針というのは、例えば平成21年度の予算編成については今回の各課長はこういうことで財政が厳しい折なら財政厳しい折ということで、こういった方向で予算の編成をするときには注意しながらしてくださいと、そういったものを予算編成方針のほうに打ち出してしておるところでございます。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）（登壇）

厳しくなるから注意しなさいと包括的なことだけで、例えば農林環境課にはシーリングは幾らですよ、それから子ども課にはシーリングは幾らですよと、こういう枠組みじゃないんですね。注意喚起だけですか、予算編成方針。そんなことじゃないと私は思うんですけども、お答えいただけます、教えてください。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

今のところ枠組み等はしておりません、各課についてですね。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）（登壇）

だから、3月の予算編成会議でもこのこういう分野にこれだけの予算をして、住民のために使うんですよという説明がはっきり出てこないんじゃないですかね。シーリングもないということでございますので、やはりいろんなことを考えていただいて、重点はこうだよ、そのシーリングはどうだよということをやっぴりお考えいただかなきゃいけないんじゃないかと思うんです。

次に入らせていただきます。

予算編成方針を本議会にという話をしたんですが、今町長の説明を聞きますと、予算編成方針がどうかということもちょっと今疑問になってきたんですけども、手続であってなぜここで示されないかという理由にはなっていないんですね。なぜ議会に提出して審議しないかということをもう一度お伺いします。

議長（酒井恵明君）

これは……（「いや、もう総務課長、総務課長だと思います」と呼ぶ者あり）総務課長でいいですね。総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

先ほど町長もお答えしたと思いますけれども、予算編成方針は調製過程における執行機関内部での事務手続ということでありますので、方針を示された各課長が予算要求を行い、予算原案の決定へ展開していくものでありまして、執行機関の長である町長がその予算原案を議会に提案をいたしまして説明をすることで足りるものと思っております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）（登壇）

それはもうお伺いしたんです。要するに、私が認識違いをしてたんです。理由は予算編成方針というのは、もっとこういうふうに来年度予算を配分していくよというシーリングなり考え方が出ていると私は思ったんです。ところが、注意事項だけでしたから、これ出てない。確かに、おっしゃるように予算の編成権はこれは町長にございます、首長にあります。議会からは出すことができない。増額等はできますけどね。しかし、予算を審議するのは議会なんですよね。審議権は議会にあるわけです。だから、なぜ基本的なことからやらないのかなというのが私の疑問なんです。お互いに住民のことを考えて、この秋から来年度はこうなっていくよ、これはどうだよ、そして3月の予算書が出てきたときにさらに細かく詰めるというか審議をするというか、そういう過程が踏まれるのかなと思ったら、ちょっと違った。我々はやはりこの議会が町民の代表として皆さんの意見を聞いて、そして代表としてこれは福祉にこれだけだよ、教育にこうだよ、シーリングはこうなってるよということをやったりお互いに知恵を出して、議会と行政が一緒になってするやり方が一つあるかなと、こうって考えておったもんですから、こういう質問をさせていただきました。

次に入ります。

それでは、予算編成作成のコンセプトあるいはカテゴリーはどのように考えられておりますか。教えてください。

議長（酒井恵明君）

総務課長。（「ちょっと説明つけ加えさせて」と呼ぶ者あり）質問にですか。（「はい、質問というか説明をですね」と呼ぶ者あり）詳細にわかりやすく質問してください。片山議員。

5番（片山一儀君）（登壇）

今までことしの3月ですか、予算書を見せていただきました。今まで議員になる前には行政のいろんなことを勉強させていただいたんですが、わからないんですね。どうわからないかっていうと、基山町の独自に事業がどれなのか。要するに、自治事務がどうなのか。法定受託事務がどうなのかわからないんです。この前法定受託事務と自治事務は権限が違くと総務課長はお答えになりました。法定受託事務には御存じのように1号事務と2号事務がございます。国のやつと県のやつがあります。それは全部国の法定受託事務あるいは県の受託事務はひもつきなんです。国が幾ら出すよ、県が幾ら出すよ、だから自治体はお前んとも関係あるわけだから幾ら出せよと、こういうことになってるわけですよ。権限が違うんです。ところが、自治事務は全部ここでやるわけです。それが全部基山町の行政が確かにやってるんですけども、考えてやってるような予算書になってるんです。カテゴリーっていうのは要するに1号法定事務はどうだ、2号法定受託事務はどうだよ、自治事務はどうだよってまず分けて、基山町が全面的にかかわるやつとひもつきでかかわるやつ、要するに行政の横出し、上乘せ事業と言われるやつがどのようにお考えになってるのか、ここがわからんわけです。したがって、そこんところがざーっとなってるだけで、そういうカテゴリーは考えてありますかというのが私の質問なんです。予算書をつくるときの構想、コンセプトはどうなってるかっていうのが私の質問なんです。おわかりいただけたでしょうか。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

ちょっと回答になってるかどうかわかりませんが、第1号法定事務ですね、と第2号法定事務、委託事務も業務そのものについての可否の判断はできませんが、予算については予算総計主義により歳入、歳出とともに予算計上が必要になる結果、他の予算とともに議会に上程をしてるところでございます。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）（登壇）

今説明にならないとおっしゃったが、まさに説明になりませんでした。今のやつは地方自治法にこう予算組なさいと書いてある。予算書をつくりなさいと書いてある事項を述べられたにすぎない。なぜ基山町独自のカテゴリーに分けて、わかりやすいように意志を持ってつくられないのかということです。

次に質問をさせていただきます。

今回も出ておりますが、補正予算を毎議会ごとになぜ組まれるのかなと。補正予算を組まなきゃいけない時期ということは、どういうときに補正予算を組まなきゃいけないとお考えですか。お答えください。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

補正予算というのは市町村の行政実情といえますか、どうしても過不足が出てくる、追加、減額、そういったものがどうしても多いわけでございます。というのは、市町村は末端行政でありまして、国の予算の成立がおくれたりとか国庫補助金、負担金の見通しがおくれる場合等もございます。とか、起債の承認の見通しが困難な場合とか、そういった不測の状態が生じてくると。そういったことに関しまして追加、例えば減額、そういうものがあれば当然補正予算を組まなければならないと思っております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）（登壇）

前に基山町の予算、現金出納帳ですかと申し上げたことがあります。予算というのはあくまでも年間の事業を見積もって予算を仕組むわけでしょう。確かに、おっしゃったように国の孫請ですね、県の子請けですよ。ですから、確かに予算が決まるまではできないけども、大まかな予算はこれだけないとできないっていうやつはあるわけですね、事業には。そしたら、それで予算で組んでいって、そのため予備費も組むことになってるじゃないですか。それで、この予算は大きな、例えば予測しないこと、例えばきょう危機管理、クライシスマネ

ジメントという言葉ありましたけども、大きな事件が起こった。あるいは、今国は国際的な100年に1度の金融危機ということで補正予算を組んでますね。そのように大きなことがあったとき。ところが、基山町は見通せるにもかかわらず、予算編成を要するに自分らでデータを見積もって、その上に予算を組んでないから一回一回補正をする。これはどういう結果を招くかということ、最初の当初予算は予算書でこうなってますとされます。その後2億円、3億円という予算を組まれるわけです。町民が理解できるでしょうかね。その後補正は確かに議会だよりに掲載しますよ。載つけますけども、全体像が見えなくなってしまうんじゃないかという気がしてならないんです。ですから、町の予算は最初にいろんな事業を見積もった上でこうですよ、そりゃ増減があります。だから、決算もあるんです。そういう予算の仕組みになってない、こう思ってるんですが、それについていかがですか。

議長（酒井恵明君）

総務課長。ばちっと答弁してください。

総務課長（大石 実君）（登壇）

先ほども言いましたけれども、補正予算については地方自治法218条の第1項によりまして補正予算は既定の予算に追加、その他変更を加える必要が生じたときは調製するということになっておりますので、別段問題はないと思っております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）（登壇）

法令的にはそういうことも解釈できるでしょう。しかしながら、当初の予算の見積もりをしっかりとおけば、予測をおけば、国の収入だって大体決まってるんですよ。その範囲で決めておけばいいんです。一回一回しなくてもですね、と私は思うんです。そういうふうに予測をして、ただ今収入がわからないからおっしゃったけども、これはもっと大事なことは我々が予測しない事態が起こったときにどうするかという考え方もあるわけです。法文の解釈ですけども。これは根っこにあるのは、要するに将来を見積もってきちっとやられてない、見積もりがですね。今来年度予算のために業者におい、どれぐらいかかるとか出されてるじゃないですか、実際に。そういうこともあるでしょ。もうそこは余りなされてないようですから、査定ということについて質問したんですが、財政状況が厳しく、行財政改革

がかまびすしく言われている中で予算の査定は重要な事項だと思いますが、だれが実施をし、今編成方針に従って査定をするとおっしゃいましたが、だれが実施をし、その補佐はだれが行われてるんですか、実際に。お伺いしたいと思います。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

まず、課長が査定をし、その後最終的に町長が最後の査定を行います。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）（登壇）

課長会議ですか、課長ですか。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

申しわけございません。総務課長が査定をし、その後町長が査定をするということです。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）（登壇）

総務課長がまず査定をされて、要するに大蔵大臣という形ですよ。それから、町長が最後決裁をされると、こういう話ですよ。基山町議会の予算の査定も同様に行われるんですか。基山町議会の予算がありますね、議会の予算があります。議会費というのがあります。この査定も同じようにやられるんですか。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

そのとおりでございます。一緒でございます。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）（登壇）

先ほどの質問、議会も同じだとおっしゃったですね。総務課長がおやりになるんですね。課長がって言われたときに、私は総務課長、自分のことだって、一般課長かと思ったもんですから、要するに課長がそれぞれ事業を計画して持ち出すわけですよね。持ち出すのは課長ですから。それを副町長なり、あるいは総務課長、筆頭課長が査定されるんだと思いますが、議会もそうであるとするなら、私今2点ほどちょっとお伺いしたいことがあるんです。

それは、1点は議員研修費についてであります。それからもう一つは、2点目は費用弁償についてです。議員研修費っていうのがありますね。これが非常に厳しくなっているにもかかわらず、ずっとついてるんです。昔はインターネットもない時代だったでしょう。今はインターネットがあります。多くの情報は全部図書館にあります。議会はそのために議会図書館も設けて、これは決められてますね。自治法で決められている、議会図書館設けることを決められてます。それはデータをとるためです。国会には国立国会図書館というのがあります。膨大なデータをそろえて議員の質問に全部答えることになってます。もう今は今を見るんじゃないで、やはりデータで将来を見、そしてインターネットで現実を見ることができないじゃないですか。その時代になぜこれが同じ定額がついてるのか。しかも、もう一つ続けて、あ、一問一答ですからそれだけです。

議長（酒井恵明君）

そうです、一問一答です。

5番（片山一儀君）続

お答えください。そういうときになぜ減らされないのか。現計にあわせて査定されないのか。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

減らす必要がないから減らしていないのでございます。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）（登壇）

なぜかが必要なんです。論理が必要なんです。減らす必要がない論理を教えてください。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

査定段階でどうしてもそういった研修が必要だということでございますので、申しわけございません、説明不足だったかもしれませんけれども、減額はしていないところでございます。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）（登壇）

減額をする必要がないという説明はないですね。今私が申し上げた、今の時代図書館にたくさんデータありますよ、インターネットでとれる時代ですよと申し上げたじゃないですか。減額する必要性がないことも。じゃあそれでは、議員研修レポート上がってきてますか。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

こちらのほうには上がってきておりません。多分議会のほうに、実施機関、議会は別ですので、議長のほうにレポートは上がってきてるものと思っております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）（登壇）

その報告そのものでなくて、予算の執行について上がってくるわけでしょう。予算の執行についてですね。議員研修費の執行について決算上がってこないですか。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

上がってきておりません。あ、レポートじゃなくて、精算ですね。済みません、申しわけ

ございません。上がってきております。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）（登壇）

同僚議員から怒られるかもわかりませんが、要するに予算の執行のあれが上がってこなかったら査定も何もできないですから、当然上がってきてるはずですよ。質問をよく聞いていただきたいんですが、今議員研修は大体150千円で組まれてます、予算を、実際に。これは100千円は議員研修費です。50千円は各委員会で積み立てたお金が使われています。私はそれは公私混同でないかと思ってます。ただ、これは仕訳がいっぱいありますから、飲み食いとか、例えば議員研修費には日当から、旅費から、宿泊費から全部ついてるわけですね。それを私はそこんところが非常に公私混同のもとを生むところじゃないかなと思ってます。もともとの議員の研修経費が150千円で組まれてます。それから先のことは申しませんが、それが事実ですから、私は申し上げてるんですからね。（「違う。違うではないか」と呼ぶ者あり）いいですか。

議長（酒井恵明君）

片山議員、言葉には十分注意しながら発言してください。

5番（片山一儀君）続

はい、言葉に注意して私は申し上げてるんですよ、事実でね。（「個人負担やろう」と呼ぶ者あり）個人負担、公務に個人負担をするのは、3分の1個人負担してるんですよ、個人負担とおっしゃるけども。そこは皆さんに、私は町民、住民の方に説明できるかなと思ってます。いろいろなことがあるでしょうが、やはり厳しく実態を知ってチェック、査定されるべきだと、こう私は申し上げたい。

次に、費用弁償について伺います。そもそも費用弁償とはどういう性格のものですか。何を根拠に決められていますか。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

費用弁償につきましては、地方自治法203条第3項及び基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例に基づいて支給をいたしております。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）（登壇）

今条例を出されました。確かに、条例は根拠になると思います。しかし、議会ですと、議会は条例をつくってるわけです。議会が自分でつくってるものが根拠になりますか。自治法の207条に実費弁償というのがあります。これとの関連はいかがですか。

議長（酒井恵明君）

暫時休憩します。

～午後1時49分 休憩～

～午後2時4分 再開～

議長（酒井恵明君）

会議を再開いたします。総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

地方自治法207条との関連でございますけれども、私は関連はないんじゃないかと思っております。

以上です。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）（登壇）

ありがとうございました。関連がないんじゃないかという疑問符を思っておられると、あと余韻を残してですね。あと費用弁償の通勤費の含んでる問題だとか、執務費と言われているがその根拠の査定をお伺いしたかったんですが、もう少しはっきりしてからしっかり問答させていただきたいと思います。

次は、指定管理者制度について伺ったわけですが、第三者評価についての根拠にはならない、第三者評価を採用したという根拠にならなかったと思うんです。私が16年度に炎博の助成金を申請するときは、県は公開審査で、しかも第三者評価でした。要するに、透明性と審査に当たっての情報の開示、あるいは透明性、公正性の確保の着意はあったんでしょうか。お伺いしたい。これは総務課長ですよ。これは制度の話ですから。指定管理者制度の話ですから。これは行政の問題ですよ。執行部の話と違いますよ。今基山町条例で読みかえる

と書いてあるけど、もともと制度の問題は教育課長の問題じゃなくて、これは全部、例えば老人憩いの家は所掌は健康福祉課ですかね。それから、あそこの水車米のところは農林環境課だと思うんですよね。そういう取りまとめというのは全部総務でやる話ですから、町の話ですから、制度の話ですから。その実態を聞いているわけじゃないんですよ。全部にわたっての筋を聞いているわけです。

議長（酒井恵明君）

総論ということのようです。（「はい、ちょっと失礼します」と呼ぶ者あり）はい。

5番（片山一儀君）続

最初にやったように、町民会館、体育施設等の管理者制度は聞いてないです、私は。指定管理者制度についてと聞いているんです。

議長（酒井恵明君）

総務課長。制度そのものを問うてあります。内容は教育課のほうにいきます。内容じゃなく総論ですが、私が言うように。（「そのとおりです」と呼ぶ者あり）総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

原課でちゃんと行っておるものと思っております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）（登壇）

原課ですか。（「教育委員会です」と呼ぶ者あり）そうじゃないですよ。なぜ情報の開示なり透明性、公正性をやるという着意がなかったんですかっていう話なんです、この制度をつくるときに。今その制度の話をしてるんです。今回評価されたことも私は知ってますよ。今回はたまたま町民会館とか体育施設等であつたけども、なぜそれがやられなかったか。例えば、老人憩いの家をやったときは私は共同で佐賀県CSO推進機構でいろいろなやりとりをしてる時期でしたから、私は外から眺めて思ったんですけども、今回もやはり第三者評価を使われなかったのはなぜですか。それは透明性とか公正性とかという着意はなかったかどうかと聞いているんです。あつたのかなかつたのかだけの、イエスかノーかの答えなんですよ。

議長（酒井恵明君）

質問者、内容はともかくいろんなところは教育委員会のほうで教育長部局でやっていますの

で、教育長部局に答弁させます。（「ちょっと待ってください。よろしいですか」と呼ぶ者あり）はい。

5番（片山一儀君）続

それは町民会館と体育館だけのことであって、そういうことを聞いているわけじゃないんですよ。たまたま今回あったけども、それをコントロールするのは調整……要するに指定管理者制度、例えば町財産の管理を指定管理者に任せようとしてる。任せるのはだれですか。もう後で質問しようと思ってましたが、ここにCSO推進機構にあなたは今回外れましたと、教育長の名前が出ています。本来教育長の名前を出すべきもんですか。ですから、これは県では県知事が全部出します。県知事が財産の管理者だから、県有財産の。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

基山町公の施設における指定管理者指定の手続条例というのがあります、御存じだと思いますけど。その中において第12条で教育委員会所管の公の施設への適用というのは、この条例を教育委員会が所管する公の施設に適用する場合には第2条から第10条までの規定中町長と、あるいは教育委員会とするということになってますので、私が言っているのは別に問題はないと思っております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）（登壇）

問いに答えていただかなくて。ですから、私はその17年につくられた条例自体がおかしいと思ってる。なぜか。所管事項ということはどういうことですか。所管ということは。財産権まで全部持ってるということですか。そういう移管の根拠はありますか。町長が持ってる町有財産の権利を全部教育長に渡すという権利がどこにありますか。権限委譲するのはどこにありますか。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

私も詳しくはわかりませんが、一つの考え方としましてはこのさっき出ました17年9月に指定管理者指定に関する条例がございまして、そこには確かに町長云々ということがあります。そして、総務課長が言いましたように12条ですか、第2条から第10条までの規定中町長とあるのは教育委員会とすると。したがって、移管していいというようなこととございまして、そういうことで今回行ったわけとございまして、それ自体どうかということとございまして、これにしましても最終的な、今までの事務手続は教育委員会での書類の発行もして、選定もしたということとございまして、最後の協定書といいますが、予算を伴う協定書、これに関しましてはやはり教育委員会というわけにはいかんと。それは私の名前で行わなさいいけないのかなというふうにはちょっと感じております。（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（酒井恵明君）

ちょっと待ってください。ちょっとさっきの質問に対して総務課長に答弁させます。総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

地方自治法153条に町の事務の委任、臨時代理ということで第1項が普通地方公共団体の長はその権限に属する事務の一部をその補助機関である職員に委任し、またはこれに臨時に代行させることができる。2項で普通地方公共団体の長はその権限に属する事務の一部、その管理に属する行政庁に委任することができるということになっておりますので、教育委員会に委任することはいいと思っております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）（登壇）

今の条項も承知をしております。それは基本的な、先ほど町長がおっしゃったように、予算にかかわる事項、編成権とか委任できないものが基本的にあるわけです。そこを問題にしてるわけで、これこれから時間だけ費やして討論になりませんので、指定管理者についてはもう一点だけ伺います。例えば、これから町民会館の今清掃とかいろんな保安、維持管理の業者委託がされてます。これの契約担当者はだれになりますか。指定管理者になりますか、町長になりますか、あるいは教育委員長になりますか。これをお伺いしたい。それはだ

れでもいいですよ。

議長（酒井恵明君）

教育長、どんなですか、答弁。教育長。

教育長（松隈亞旗人君）（登壇）

契約の当事者は町長だと思います。（「違うよ」「違うんじゃない」「指定管理者やろう」「言いよんのは相手ですよ、を聞かれとる」と呼ぶ者あり）

議長（酒井恵明君）

わかりやすく質問してください。片山議員。

5番（片山一儀君）（登壇）

わかりやすく質問したんですけど。要するに、町長が指定管理。今後ろから声がありましたけど、実際は指定管理者なんですよ。そこまでいかないんです。その指定管理をするときに、だから今宇宙科学館、武雄市にありますかね、県の宇宙科学館。あれは指定管理者が電気工事とかいろいろなことを受託することになっています。ところが、町はそこらあたりははっきりされてない。じゃないかと思うんです、わかりませんよ、してあるかもわかりませんが、要するに指定管理者制度について詰めてないんですよ、私に言わせると。じゃないかと理解している。

時間がありませんから、もうその指定管理者制度を打ち切って、まだいろいろ研究しなきゃいけないことあるし、これから文教厚生常任委員会に実際の今度はなるかもしれませんので、もう少しさせていただきたいと思いますが、行政サービスについてお伺いいたします。確かに、今ある県知事さんの話によりますと、非難の論理っていう話があります。非難の論理っていう本がありますが、その中に行政は最大のサービス産業だと書いてあります。私も全くそのとおりだと思います。サービスだと思うという話じゃなくて。今見ると、基山町は行政サービスだから、役場へこの坂を上ってこいよという姿勢なんですね。高齢化が進んだときに、なぜけやき台で、あるいはモール街で、今出前サービスやってありますが、出前講座やってありますが、そこに窓口がつけられないのか、つける構想はないのか。要するに、もっと前へ出ていった行政サービスをやる時期じゃないでしょうか。今20%ぐらいあるときに。そこで多くの人が今男女共同参画じゃありませんけど、若い人、奥さんも旦那さんも全部働いてあります。日曜日にしかいろいろな証書をとれない、印鑑証明がとれない。それを土日にモール街でやるとか、あるいはけやき台の高齢者に対してやるとか、こういう発想

はないんでしょうか。お伺いしたい。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

まさに片山議員おっしゃるように、これからの行政サービスというのはやはりこちらからいろいろと仕掛けていくといたしますか、ようにしてサービスするというようなそういう時代になってくると思います。その辺のところはやはり我々も十分考えなきゃいかん点だろうと思いますけども、今すぐ具体的にそれじゃモール街に印鑑証明の機械を据えるとかというようなことまではちょっとまだ考えが及んでませんので、よろしくお願いします。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）（登壇）

行政サービスという観点についてもう一つ伺います。

町長は行政サービスが縦割りにならないということで組織改革をされました。しかしながら、その前です、私が言ったとき、ある副課長にお尋ねしたら、いや担当者いないからわかんないとおっしゃいました。それで現在もいや、係がないからわからないんですという話があるんです。それで、朝のミーティングだとか、あるいは交叉教育、こういうのは行われてますか。特に、交叉教育ですね。要するに、職員は病気で休むこともあるでしょう、担当者が。そのときにだれかが代理されるシステムができてますか。お尋ねします。

議長（酒井恵明君）

片山議員、副課長はいないですから、係長と思いますが。修正……

5番（片山一儀君）続

いや、私が前と言ったのはまだ改革前の話です、副課長に聞いた。

議長（酒井恵明君）

ああ、課長補佐。

5番（片山一儀君）続

あ、課長補佐ですね。済みません、課長補佐。その前の時代。現在もそうだと、こういう話です。

議長（酒井恵明君）

そのように修正します。

5番（片山一儀君）続

修正します。副課長じゃなくて課長補佐ですね。その時代。交叉教育が行われてるかどうか。あとはミーティングが行われているかどうか。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

朝、朝礼等は私のところはしてますんで、各課もしてるものと思っております。ただ、交叉教育というのは特別交叉教育というのは行っておりませんが、1つの事務、そういったものを複数で担当するように指導はしております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）（登壇）

窓口が混雑しないように、住民が困らないようにお願いします。

先日ある課長さんと協議というか質問する機会がありました。その課長は、これなぜ決まったんですか、そうなったんですかと聞いたら、町長に聞いてくれって言うんです。町長が決めたことだからって。課長はそれぞれの事業正面で責任を持って説明をする責任があると思うんですよ。私はその担当者に企画だったら全般の企画をやる、全責任を持ってやってるわけでしょう。それをそういう話はないだろうと。こんな行政サービスがあるかいなと私は思ったんですが、いかがなものでしょうか。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

それがどういうことに関する事だったのか、その辺が私もちょっとわかりませんが、いずれにしてもやっぱり課長それぞれで説明できるような、そのくらいのことの自主性というのは持っておってもらいたいということでございます。それと、先ほど担当課に聞くけども担当がいなからということでございますけども、今なかなかやっぱり専門性というか、やはりそこそこで例えば福祉関係というようなことで、だれでもそこで

うかつなことも言えないというような、そういう面もあろうかと思しますので、できるだけそういうことがないような教育はこれからやっていく必要があるというふうに思っております。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）（登壇）

まだたくさんお伺いしたいことがあるんですが、最後にもう。

今実例を挙げると、ある課長に限定されてしまいますし、そういう弊害もあるから私は言わなかったんですけども、やはりそういう姿勢を改めていただきたいと。これから国のお金の割り当ての問題で事業所評価制度だとかというのが出てくるし、それから現在教育界では自主降格制度というのも出ております。いろんなことをやらないと変わっていかないんです。町長が最初に申されたいろんな行政改革を勇断を持っておやりになってるんですが、やはりこれからは地方自治、地方分権になっていきますと、額に汗するんじゃなくて脳髓に汗する時代だと思うんですね。そういうところを変えないと、リーズナブルになることが大事なんです。何となくじゃなくてリーズナブル、それぞれリーズナブルにやってあるという感覚があると思うんですが、やっぱり説明責任を果たすということはリーズナブル、説明を果たさないことにはやはり情報の共有もできないわけですね、なぜかっていうのが。今情報の共有、情報の開示だと言われてます。そのため基本条例をつくろうと町長されてます。大事なことです。それをやるためには、やはり一步一步これは変えていかないといけないんじゃないかと思うんです。例えば、指定管理者制度にしても私はまだ聞きたかった。例えば、何で今回案としてでしょうけども、民間会社が上がっています。民間会社が指定管理者制度、行政の受けるというのはどういう価値があるんでしょうか。大変な価値があるんですよ。相当いろんな努力をするんです。それから、地元のNPOが今度は申し出てます。町長が町民協働とおっしゃってながら、言行不一致じゃないですかと私は思ってるんですね。なぜ地元のNPO法人が指定されなかったのか。

議長（酒井恵明君）

時間が参りました。

5番（片山一儀君）続

ああ、なりましたですね。

ありがとうございました。これからひとつまたよろしくお互いに勉強させていただきたい
と思います。

議長（酒井恵明君）

以上で片山一儀議員の一般質問を終わります。

ここで2時35分まで休憩いたします。

～午後2時25分 休憩～

～午後2時35分 再開～

議長（酒井恵明君）

休憩中の会議を再開し、これより後藤信八議員の一般質問を行います。後藤議員。

3番（後藤信八君）（登壇）

3番議員の後藤信八でございます。通告に基づきまして質問を行います。最後ということで気合を入れてやりますので、よろしくをお願いします。たくさんテーマを欲張ってますので、2回続けて途中でチンと鳴らんようにしっかり頑張ります。

まず、大きな項目の第1に、現下の経済情勢と基山町の状況であります。大変大きなテーマですが、町行政として町民の暮らしがどのようになっているか。どのようになろうとしているかを把握し、できる限りの手だてをすることが今求められているという思いで質問します。民間経営にかかわるといふ部分も多くて難しい面もあるかと思いますが、よろしくお願い申し上げます。

第1に、100年に1度と言われるほどの世界的な金融危機からいよいよ戦後初と言われる日米欧同時不況に陥ったと言われております。とりわけすそ野の広い自動車産業等の大幅減産の影響が九州全体に広がっており、佐賀県においても实体经济が急速に悪化していると思われまます。このような中で基山町内の状況についてどのように把握されているか、以下の項目について教えていただきたい。

1つ、主な生産企業の稼働状況。2つ目に、町内の中小企業の資金繰りの状況。3つ目、雇用の状況。4つ目、年末支給の賞与の状況。5つ目、個人消費の状況等であります。

第2に、経済がもとに戻るのには5年から10年かかると言われております。この未曾有の危機の中で国も地方も、そして民間も挙げてでき得る限りの緊急対策をとるべきと考えます。基山町としても雇用の確保、個人消費の喚起、中小企業の資金繰り確保など独自の対策が必要と思うが、現時点でどのように対応しようとしているかをお聞きしたい。

3つ目に、景気後退の中で余剰人員など雇用不安が大きくなる一方で、農林業等では担い手不足であり、食料自給率向上もままならない状況でありますし、また介護サービス分野では深刻な人手不足で、一部では介護保険が余るという状況もあると言われております。この時期にこそ複数の事業に取り組む企業の副業化や複数の業種が連携する農商工の連携等、業種の壁を越えて地域産業に取り組むべきと考えますけども、町の思いを聞かせていただきたい。

以上が第1の質問であります。

次に、大きな項目の第2に高齢化時代における地域交通手段のあり方についてであります。基山町においても今後急速に高齢化が進むと言われておりますが、その中で車を運転しない、できない高齢者にとって町内外を移動する交通手段の確保は切実な問題となりつつあります。この前提で地域交通手段の現状とあり方について以下の項目を問います。

第1に、19年度の町内循環バスの利用者数は何人か。また、1日あたりは何人か。

第2に、循環バスの委託費用は幾らか。人件費、車両費などの主な内訳もあわせて回答いただきたい。

第3に、循環バスの課題は何か。路線運行形態、費用、利用者の評判等についてどのように課題を把握しているかを聞かせていただきたい。

第4に、まちづくり交付金事業の対象事業として提案されていたコミュニティバスの運行実験はどうなっているのか。これは再三質問をされている項目でありますけども、やるのかやらないのか。やるならば、いつからどのような形でやるのかを御回答いただきたい。

第5に、基山町の高齢化の状況についてであります。第1に、現時点での70歳以上の方は何人で、人口の何%になっておるか。第2に、5年後、10年後は何人、何%と予測しているかと。本来高齢化率は65歳を基準にされておりますけども、ここでは運転免許返上可能年齢という意味合いもありまして、70歳ということを経験に今回の問いではずっとお聞かせいただきたいというふうに思います。

第6に、高齢化に伴い交通移動手段に不安を抱える方が急増していくことが確実に起きてくるということに対して行政はどのように対応していくのか。便利でわかりやすい交通手段の確保には少なくとも複数のコミュニティバスが必要と考えるが、どうかと。

この項目の最後、第7に各地でコミュニティバスの取り組みが行われております。鳥栖市も公共交通のあり方を抜本的に見直そうとしております。病院や買い物の関係で町民の往

来の多い弥生が丘なども含めた地域交通のあり方について共同で取り組むことも可能ではないかと思いますが、その見解をお聞かせいただきたい。

以上が第2の質問であります。

最後の質問項目ですが、町の情報公開についてであります。

現在基山町が最重点の方針として取り組んでおる協働のまちづくりの実現には積極的な情報公開と情報共有が前提ということではありますが、現状においては他の市町に比べて内容は質、量とも十分でないと言われておりますし、私も同じ思いであります。具体的には、インターネットでの情報量が少なく、検索もしにくい。特に、統計データ、財政データ、入札情報等であります。

第2に、基山町が加入して一般会計も含めて多額の財政負担が発生しております一部事務組合の財政状況等が公の場で報告されていない。例えば、議会での町政報告とか団体長会議とかそういう場面で報告をされておらないということであります。

3番目に、庁舎2階の情報コーナーについても雑然として、どこに何の資料があるか大変検索しづらいのが現状であります。総合計画でも重点項目としてこの情報公開がうたっていることでもありますし、今度どのように改善、充実していくのか具体的に回答願いたいと。

以上で第1回目の質問を終わります。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

後藤議員の御質問に答えさせていただきます。

まず、今の経済情勢と基山町の状況についてということで、(1)としましてこのような世界的な金融経済危機の中でどうするかと、基山町の状況についてどのように実態を把握しているかというようなことで、アとして主な生産企業の稼働状況、イ、町内中小企業の資金繰り状況、ウ、雇用の状況、エ、年末賞与、時間外労働の状況、オ、個人消費の状況と5つにわたってお尋ねでございます。これは一緒にお答えさせていただきますけども、町内企業の稼働状況につきましては稼働減状況であり、業種によっては昨年同期と比べ30%減の企業もございます。中小企業の資金繰り状況につきましては、佐賀県信用保証協会の保証申込件数が対前年比75%となっていますので、基本的に融資の申し込みそのものが減少しているようです。基山町におきましては、小口資金の融資が12件の申し込み、セーフティーネットの認

定申請が7件なされております。9月以降セーフティーネットの認定申請が多くなっており
ます。雇用状況では現状維持がほとんどですが、今後は派遣社員の減等も考えられる状況で
ございます。年末賞与につきましては確認はいたしておりませんが、時間外労働については
減少傾向であり、業種によってはこれも30%減の企業もあります。個人消費の状況につきま
しては、佐賀県の状況として大型小売店販売額は対前年同月比の9月の状況として5.2%の
減、前月比では19.7%減となっております。

(2)の基山町としても雇用の確保、個人消費の喚起、中小企業の資金繰り確保などの政策、
対策が必要ということ、あとどのように対応しようとしているかということでございますけ
ども、11月17日経済産業省福岡財務局県商工課と町商工会による緊急対策調査による意見聞
き取り等が行われております。その後、町と商工会との意見交換を行いました。現段階で
は国の対応策に期待しているとのことでした。

(3)の複数の事業に取り組む企業の副業化や複数の業種が連携する農工商連携などが必要
じゃないかというような、それについてどう思うかということでございますが、これは確か
にもう国を挙げて農工商と連携というようなことを言っております。先進地等の取り組みも
調査して、研究していきたいと思っております。

2番目の高齢化時代における地域交通手段のあり方ということでございます。

(1)の平成19年度の循環バスの利用者数、また1日あたりは何人かということございま
すが、年間といたしましては1万2,695人で、1日あたり40人が利用されているというこ
とになります。

(2)の循環バスの委託費用は幾らかと。主な費用の内訳は幾らかということございま
すが、年間委託料が976万2,564円で、1日当たりの費用は3万3,206円です。主な費用は運送
人件費1万2,671円、燃料費が2,568円、その他の経費が1万6,386円となっております。

(3)の循環バスの課題は何かということでございます。循環バスの位置づけをどうするか
ということではないかと思いますが、1台の運行で年間10,000千円ほどの経費がかかってお
り、割高ではないかという指摘がっております。また、地区の住民からすれば、週2回し
か運行していないという現状があり、サービス向上も含めて検討が必要であるというふう
に思います。

(4)のコミュニティーバスの実験はどうなったかということですが、今年度にコミュニ
ティーバス運行実験をまちづくり交付金事業で実施する予定にしておりましたが、いまだでき

てはおりません。

(5)の基山町の高齢化状況について、アの現時点の70歳以上の方は何人で何%かということですが、11月末現在70歳以上は2,561人で、総人口に占める割合は14.05%になります。イの5年後、10年後は70歳以上は何人で何%と予測しているかということですが、今後の予測につきましては第4次総合計画の将来フレームの中で、平成22年は2,961人、15.67%、平成27年度に3,434人、18.07%の推計をしております。

(6)でございます。交通移動手段の確保には少なくとも複数のコミュニティーバスが必要と考えるかどうかということですが、現在のところ台数をふやさないで何とかできる方法はないかということを検討をしておるところでございます。

(7)のもっと多方面に連携して取り組むべきと思うかどうかということですが、今後も現行のやり方を続けるのか、あるいはジャンボタクシーによる乗り合い運行やダイヤモンド方式なども考えられると思います。また、他団体との連携等も考えられます。コミュニティーバスの新たな可能性を含めて検討する必要があると思います。

それから、5の情報公開についてでございますが、(1)の現状の情報公開は他市町に比べて質、量とも十分でないという御指摘でございます。具体的に、アのインターネットの情報量が少ない、検索しにくいということです。現在、情報の提供には広報紙やホームページ等を使って行っています。広報紙では紙面の都合もあり、情報量には制限がありますが、ホームページでは大量の情報提供が可能になっています。本町でも各課から情報の提供を積極的に行うよう指導しておりますが、まだ御指摘のように十分とは言えない状況です。今後は皆様に今以上に情報提供を行うように指導をしていきたいと考えます。また、御指摘の検索機能につきましては、使いやすくなるような改良を進めたいと思います。イの一部事務組合の財政状況などの報告が公の場でされていないという御指摘です。今後情報公開コーナーにおいて閲覧できるようにしていきたいと思います。ウの庁舎2階の情報公開コーナーも使いにくいと。今後どのような改善、充実していくのか具体的に回答願いたいということですが、書棚の資料を分類し、見出し等をつけて見やすくしていき、また内容の充実も図っていき、きだと考えております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

後藤議員。

3番（後藤信八君）（登壇）

回答ありがとうございました。

それでは、項目に従って再質問をさせていただきます。

まず、第1の基山の経済状況についてであります。

第1問の1つ目の実態についてであります。恐らく基山町として独自の統計データとかがないということは理解しておりました。その中で行政の責任としてどのように実態をつかもうとしているかを確認するために、あえて質問をさせていただきました。町長の回答である程度の状況はわかりましたが、少しく確認しますが、この内容は町として町内の各企業法人に直接状況調査とか、あるいはアンケート、ヒアリングをやった結果でありますか。やっていればいつの時点なのか、どの程度の規模やられたのか、よろしくをお願いします。

議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）（登壇）

この企業の調査につきましては、電話で直接内容等について聞き取り調査的に行っております。主な業者の中で行っておりますので、ほぼ10社程度を抽出して行っておりますけれども、中にはやっぱりこういう不審的に調査するところもあるということで回答できないところもいただいております。そういう中で、幾つかの指摘をいただいている部分について聞き取りを行いまして、詳しく回答いただいたところもあります。けれども、賞与関係についてはちょっとうちとしてもなかなか聞きづかったということで、賞与関係については全く聞いておりません。これは1週間ぐらい前の状況で行ってございまして、回答でもお答えいたしましたように、セーフティーネット関係の申請がここ四、五日の間にこれから先ほど報告していただいた件から5件ほどまたふえております。状況等については、聞き取りをしたときよりもさらに悪化してるのじゃないかというふうには考えております。

議長（酒井恵明君）

後藤議員。

3番（後藤信八君）（登壇）

佐賀県のほうも10月に70社、県のほうで緊急訪問調査して、先般年内に再調査すると。それだけ日々刻々状況が悪化しとるということを県としては認識しとるということであります。今お伺いしますと、電話ヒアリングの10社程度で1週間ぐらい前ということですから、

少しく動きが遅いのではないかなということと、やっぱりもっと頻度を上げて状況をつかむべきではないかというふうに思いますが、その件についていかがでしょうか。

議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）（登壇）

把握しております部分につきましては、聞き取り調査をしたということで今報告したんですけれども、11月17日に先ほど町長のほうからも回答がありましたように、町商工会四役の方と国、県、それから福岡財務局も交えて意見聴取を行っております。その後にその状況等商工会の役員さんと町のほうで意見も聞いております。現状としてもう少し町としても把握するところはあるとは思っておりますけれども、商工会、それからほかの電話の聞き取りとして町が今何をやった方がいいんだろうかということも聞いておりますけれども、現在町としてやっていただくことはなかなかないんじゃないかと。国の状況を見据えたいという多くの意見がっております。

議長（酒井恵明君）

後藤議員。

3番（後藤信八君）（登壇）

この1問目は状況のことをお伺いしとるんで、これからもう少し把握する気持ちもあるということでお伺いしました。やはり、とりわけ10月の勤労統計調査でもう現金給与支給額もマイナスに転じておりますし、有効求人倍率もこれはもう9月のデータですけど、全国が0.84に対して佐賀は0.62。その中で鳥栖地区はもっと悪くて0.6ということで、鳥栖のハローワークではそういうことです。9月でこれですから、10、11月ともっと悪化しとんじゃないかと思えますし、またセーフティーネットの申請がふえてるとということは基準からいうと売り上げが、利益が3カ月以上マイナスが続いとるという企業がふえてるとということで、そういう基準になっておりますから、そういう意味でこれは銀行の貸し出しの移し借りみたいなどころもあるようでありますけど、いずれにしましても11月から12月、さらに特に年明けから年度末にかけて一段と厳しいというふうに認識していただきまして、雇用、資金等の状況についてはとりわけ最大限の注視をお願いをしておきたいと思えます。

2つ目の町としての対応であります。御回答では11月17日に商工会の皆さんと意見交換して国の対応に期待するというので、まだ基山においてはそこまで深刻な状況ではないんか

なというふうに思いますが、ただ本当に個別企業の段階はそんな状態ですかと。商工会、あるいは経済クラブの幹部の方に上がってないだけかもしれませんが、その辺のことはやはり重々念頭に置いた動きをしていただきたい。雇用についても国のレベルで緊急雇用対策とかいっぱい何か報道されておりますけども、時間かかるし、年度末までどうなるかわからんという状況の中であります。そういう意味で雇用がやっぱり一番心配で、年明けから派遣社員だけではなくて、正社員まで云々というところも取りざたされ始めておりますから、そういう意味でとりわけこの時期にこそ町の思いとして雇用の維持、継続を要請していくと。町の思いとして、町民を代表して企業に要請していく、そういう考えはないでしょうか。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

議員おっしゃいますように、実際会としてじゃなくて個別にお話を聞いておりますと、そりゃもっともっと深刻ですよというような話をもう私も聞いております。それはもうむしろ取引先によっては受注率30%と、70%カットされたというような、そういう話も聞いておりますので、実際本当に深刻だろうというふうには私も思っております。それで、あともう雇用なんですけども、企業にもやっぱりその辺のところは働きかける、お願いをするというようなことでまいりたいというふうに思います。

議長（酒井恵明君）

後藤議員。

3番（後藤信八君）（登壇）

町長のほうからそういう動きをするということで御回答いただきましたんで、よろしくお願ひしたいと思います。大体企業はかつては雇用に手をつけるというのは、本当にもう交際費カットして、広告費カットして、いろんな諸経費をカットしてもうどうもこうもならん、最後の手段で雇用ということが今までの通常でありましたけども、最近はもう簡単に先に雇用を手をつけるという風土が少しあります。ぜひともこういうときにこそ、商工会とか経済クラブとかそういう組織を活用して突っ込んだやっぱり意見交換をやりながら、行政としてできる限りのアピールをやっていただきたいと。民間経営の根幹の専権事項でありますから難しい問題であろうかと思いますが、町の姿勢としての動きをぜひよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

2つ目の個人消費の喚起であります。定額給付金とかいろいろ取りざたをされておりますが、それぞれやっぱり各地でいろんな取り組みが出ております。奄美市では1割のプレミアム商品券とか北海道の町では高齢世帯や子育て世帯に絞って商品券を配ると。これはもう町がやるというふうに聞いております。鳥栖市の商工会も1割のプレミアム、これも負担がどうなっているかは私わかりません。昨年基山では、購買流出防止キャンペーンということで町も助成してキャンペーンがシール会のほうに助成して行われましたけども、事態としてはそれ以上深刻な事態がもう既に年末から年明けに起こるということでありますので、町としても思い切った消費喚起策というんですか。やれるだけの手だてをみずからやるという一面では、そういうことをとるべきではないかというふうに思いますけども、どうでしょうか。

議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）（登壇）

ただいまの個人消費関係につきましては、町としても何か手だてができるんじゃないかということで、商工会のほうとも協議し、昨年も300千円のプレミアムの商品券の関係で助成をしております。それで、現時点で何か一緒に予備費でも崩してでもということで、商工会のほうと先ほどお話しした四役と話をいたしております。商工会のほうとしては10月27日にプレミアムの買い物券を発売されているそうです。それで、それとの合体という事業等は行えなかったということで、今後商工会のほうとはまたいろんな対策等について考えていきたいと思っております。

議長（酒井恵明君）

後藤議員。

3番（後藤信八君）（登壇）

わかりました。その件についてはぜひよろしくお願いを申し上げます。

もう一件資金繰りの状況でありますけども、佐賀県も11月から拡大した融資に申し込みが殺到していると。福岡県でも融資枠を大幅拡大ということで、企業の資金繰りが大変しんどい状況になっておる。一番心配なのはやっぱり通常は黒字経営なのに、金だけ足りなくて倒産というケースが起こるんじゃないかというふうにまで心配をされております。町としての中小企業小口金融制度、今たしか18,000千円の預託で54,000千円が限度枠だというふうに思っておりますけども、その辺の枠の拡大とか、あるいは大野城市みたいに返済期限を新規の

分については10年まで延長するとか利率を少し補てんするとか、返済利息を補てんするとかいろんな助成策を近隣の市町でも講じておるようであります。その辺の緊急対策としての融資制度の拡大等について検討されておるのかどうか。よろしくをお願いします。

議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）（登壇）

先ほど初めの質問の中で町長のほうからも答弁がありましたように、現在町の小口資金融資制度につきましては現行のままで、このセーフティーネット制定の前の部分ではそれを活用されておったと。しかし、9月以降制定された後は先ほど言ったように14から15件ぐらいの借入れがっております。これは小口融資の場合は限度額が8,000千円で、金利が2.4ということで、銀行としては2.4%、保証料は基山町のほうが負担するということになっておりますけれども、セーフティーネットの保証制度のほうは限度額が80,000千円で、金利が2.4。銀行が1.8で、これは債務不履行の場合は銀行はもう全然発生しないということで、銀行としては安全策の面からもこちらを進めておって、企業のほうもできればこの制度を活用していきたいということで利用が高まってきてるんだと思っております。町としてはこの県のほうも制定されておるセーフティーネットのほうの活用を勧めている状況であります。

議長（酒井恵明君）

後藤議員。

3番（後藤信八君）（登壇）

状況として理解をさせていただきます。ちょっと細かく聞かせていただきましたが、景気対策というのは直接の費用対効果もさることながら、やっぱりこのメッセージとかアピールとかそういうものが非常に重要だというふうに言われております。これ以上悪くならないようにするという意味でのメッセージ、アピール。どこまで下がるかっていう不安が一番な不安な状況になるわけで、そういう意味で町の必死な思いがやっぱり企業城下町と言われるぐらいの基山町でありますから、そういう意味で伝わることも重要ではないかと思えます。購買喚起も資金繰り対策も、あるいは雇用対策も町として独自にできる部分も持っておるといようなことも含めて、ぜひ真剣な検討をお願いしたいと思えますし、本来でありますともう庁舎内に緊急プロジェクトができてあってしかるべきぐらいの事態ではないかというふうにも思えます。ぜひこの辺についての真剣な取り組みを、難しい問題もあるとよく重々承知し

ておりますが、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

第1問の3つ目、これは雇用と地場産業の振興とちょっと話を大きくし過ぎまして、今後の方向として町長の考えをお伺ひしたいということで、あえて質問しました。11月15日付の読売新聞に業種の壁を越えた地域産業の振興という記事がありました。その中で、例えば北海道では農業の担い手不足を補完する形で農作業を代行する建設会社がふえておると。富山では建設会社が介護リフォームだけではなくて、デイサービスまで取り組んでおると。また一方では、先日政府は10年後に食料自給率50%に引き上げるという工程表を発表しましたが、米も大豆も倍増、米消費も拡大という大変大きな目標ですけど、素人の私でも耕作地と担い手が今のままでどうやって増産するんですかということをおもいますし、絵にかいたもちじゃないかなというふうにおもいます。昨日の同僚議員の質問の中でもありましたように、基山としては例えば農地を宅地化して人口をふやすという政策もあるでしょう。ただ一方で、さらにこの農地を有効活用して基山として例えば食料自給率を大幅増産すると。05年の調査で9.3haも耕作放棄地があるという、これも昨年議会の段階で聞きましたが、そういうこの活用によって基山町としては本当にこの食料自給率を大幅に上げるという取り組みをする。そこに不況業種の方の雇用をそこで確保するとかですね。それが地域産業の振興、転換、構造改革になるんじゃないかと思うんであります。そういう意味での思いで産業政策を打ち出すときに来ておるんじゃないかと。一方で人余り、一方で人不足ということが顕在するこの時期にこそ、そういうことに取り組む時期に来ておるんじゃないかということで質問させていただきましたので、町長のもし見解がありましたら、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

私はこの農工商連携ということは非常に、すばらしいことだなあと。これは初めて新聞で見まして、そう思った思いがございます。そして、商工会の会長さんともその辺の話もいたしましたし、これはなかなかやっぱりだからといってすぐについていう話じゃない、難しいところありましようけども、やはりこういう視点というか、そういうことでやっていくべきだろうというふうにおもっております。

それから、農業でございますけども、私もどうしてもこの基山の農業っていうのは何とか続けていきたいなと、もらいたいなというような思いがしております。もちろん自給率もそ

うですし、基山町にとりましてもこれからのまちづくりっていうのはきのうも申しましたが、本当に開発ばかりではちょっといかがかなと。やはり、自然との連携という意味においても大事にしていきたいなというふうには思っておりますので、これからまた農業者の皆さん方ともお話ししていきたいというふうに思います。

議長（酒井恵明君）

後藤議員。

3番（後藤信八君）（登壇）

行政として地域の産業振興と雇用確保にできるだけの手だてを尽くしていただきたいという思いで質問申し上げました。意図するところを御理解いただきたいと思います。

次に、地域交通手段のあり方であります。昨日の大山議員の質問の中で多数状況が出ておりましたので、ダブる分は割愛します。

1つ目の数字の確認は、きのうの大山議員の回答で詳しくわかりました。また、昨年9月の同僚議員の一般質問で16年から18年の数字が出ておりました。全体としてはこの数年横ばいで、印象としては少ないなというふうなことで理解をしております。

2つ目の費用です。19年度の9,760千円はこの17年、18年と同額ということで、20年の予算もほぼ同額ということであります。それで、この内訳を今1日当たりで言っていたきましたが、これは年間の総コストに直すとそれぞれ幾らですか。それから、その他の経費のうち車両費は幾らで計上されておるのか、その辺のことを。

議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）（登壇）

先ほど年間の経費、委託料については後藤議員もおっしゃったとおりでございます、1日が33,206円と言いまして、一応年間運行日が294日ということで、そういう1日当たりの金額は出ております。それと、車両費につきましてはちょっとこの循環バス運行経費の内訳の中では出てますが運送人件費と、それと燃料費、それからその他の経費ということで、このその他経費の中に16,386円の中に車両の部品交換費とか修繕料とか保険料、車検代が含まれております。そのほかにバス停の管理費等も含まれて16,386円というふうになっておるようでございます。

議長（酒井恵明君）

後藤議員。

3番（後藤信八君）（登壇）

その他経費が半分ということであります。車両費の減価償却とかも全部入っと思えますが、いずれにしても非常に高い。人件費も車両費もずっと同じ、雇用形態とか減価償却などでコストは日々変わっていくというふうにも思いますけど、この高いという事態をどうして変えられないのか。その辺のことについてよろしくをお願いします。

議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）（登壇）

後藤議員御指摘のとおり、この委託料についてはここ数年変わっておりません。ただ、毎年これは西鉄バス佐賀に委託してるわけですが、会社のほうと協議はしております。ただここ近年、毎年しておりますけど、燃料費が高騰してきているということもありまして、それとまた人件費についてがすぐには減額は難しいといったようなことで、逆に現在の金額以上企業努力として行っている状況であるというようなことで、委託料の引き下げはなかなか難しいというようなことが相手が言っていることのようにございます。それで、ここ数年そのままの金額でお願いをいたしております。

議長（酒井恵明君）

後藤議員。

3番（後藤信八君）（登壇）

それでは、運行形態も全く違いますし、収入も発生するから単純比較はできませんけど、社会福祉協議会さんが運営している福祉バスの年間総経費、これは大体幾らぐらいですか。同じようにバス1台を用車して、運転手の方もたしか月で固定で雇っているというふうに思いますが、その辺について参考に教えていただきたいと。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）（登壇）

私のほうが担当になるということで一応ここに立たせていただいておりますが、直接的にその社協のバスの状況というのは、今申しわけございません、把握しておりませんので、数字的には申し上げることができません。

議長（酒井恵明君）

後藤議員。

3番（後藤信八君）（登壇）

後ほど結構ですから、教えていただきたい。推測ですけども、全く違うレベルではないかなと。7,000千円、8,000千円、10,000千円かかっておるレベルでは、社協さんとてもじゃないけど運用できないでしょうから。もちろん運行形態も収入もあって、いろいろな形態が違いますから一概に単純比較はできませんが、同じように1カ月間、1年間、車両を持って運転手の方も持ってという状況の中で、参考にちょっと比較対照として聞きます。その辺のことについて、要は2番目の質問ではきのうからも出ておるように、高いというレベルをやはり改善する気持ちがないと、あと何ぼコミュニティーバスとかいろんなことを言っても何も進まんと。2台にしたら20,000千円かかるんかという話になるわけで、ぜひその辺のコストについてもっとシビアに対応していただきますよう、よろしく申し上げます。

3つ目の課題の回答ですが、要は使ってる方は運行が不満やと。いまいち物足りんと。使ってない方は費用が10,000千円もかかってもったいないというような形だと思うんですが、これ昨日の大山議員の回答のアンケートの結果というふうに思いますけども、これはいつ、どの程度のレベルで行ったアンケートなのか、その辺のことについてよろしく申し上げます。

議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）（登壇）

この循環バスに関するアンケート調査の結果でございますけども、これは平成15年度に行っております。それで、利用されてる方にアンケートをまずした分でございますけど、1週間通してそれぞれのバスに職員が乗りまして、アンケートのお願いをしまして、そのときは249の方が乗車されまして、その方々にアンケートをお願いしましたが、アンケートの回収数は81ということで、その結果を昨日も報告をさせていただいております。そのほか利用されてない方々も無作為に抽出をしまして、そしてアンケートのお願いを郵送でしております。そのときに300名の方を対象をお願いをいたしまして、回収数が168通ございました。

議長（酒井恵明君）

後藤議員。

3番（後藤信八君）（登壇）

わかりました。4つ目のコミュニティーバスの実験の件については、きのう報告いただきました。まだできてないということで確認しておきます。できてない理由も大体おおむね理解できました。必要性がもう一つぴんときてないということではないかなというふうに思います。その確認も含めてちょっと本題に入ります。

高齢化の状況であります。現状はわかりました。70歳以上14%と。今後の予測のところが私の質問年度と全然違いますので、ちょっとざっと調べますと、22年で15.0、27年で3,400人の18.07ということですが、私が調べたホームページでの年齢別人口を見てみますと、現在63から69の方、7年後ですね、70になられる方が1,600名おられます。そうすると、この27年の3,400の18%っていう非常に低い水準じゃないかなと。多分これ分母も1万9,000人という総合計画の分母だと思いますから、もっと大きなレベルになるんじゃないかなというふうに思っております。その中でちょっと確認ですが、総合計画のレベルでも結構ですが、高齢化というのは全体に進むと言われますけども、とりわけ私たちが住むニュータウンとかきやま台とかけやき台とか新住宅地は年齢構成が非常に似通っておりますんで、急速に高齢化していくというふうに思います。先ほどの予測の中で、例えば区で申しわけありませんが、新しい団地のほうへ10区から17区のレベルでそれだけの数字が、予測が立てられておるかどうか、その辺についてよろしくお願いします。

議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）（登壇）

以前調査はいたしております。ここに数値は持っておりませんので、後資料として出させていただきます。後日また報告させていただきます。

議長（酒井恵明君）

質問者、それでいいですか。それに伴う……（「いいです」と呼ぶ者あり）いいですか。
後藤議員。

3番（後藤信八君）（登壇）

もう地区別まで出ておるといことでありますので、また教えていただきたい。要は、私言いたいのは全体より加速度的に高齢化するというふうなことがもう明白な、一度に同じような世帯の人がどんと入ってきておりますので。例えば私の所属する12区で防犯パトロールやっておりますけども、主力の方はほとんど65前後、もう30人おったら20人ぐらいが65前後

というぐらいのレベルでありますので、私全くの推測ですけど、ニュータウンでは7年後に3割を超えるぐらいの70歳以上の比率になるんじゃないかなと。数字を持ちませんので、推測でありますけど、思っております。したがって、事の重大さというのは地域ごとに起こるということについて、基山町トータルとしての高齢化ではなくて、地域が一度に高齢化をするということについてぜひ理解をいただきたいというふうに思います。

それから、6つ目に複数のコミュニティーバスの云々ということについて、台数をふやさないでできる方法と。今の1台の運行では便利な足とはほど遠いものではないでしょうか。時刻表からすると、役場、基山駅、老人憩いの家は毎日と。あとは大体週2日地域に入ると。これから高齢者が急増する新しい住宅地にも週2日ということでもありますから、不便だから使わないと、使わないからもったいないというような繰り返しになってしまうのではないかなというふうに思います。2台運行という形になれば、例えば人口の集中する幹線沿いに1台集中的に走らせて、もう一台を各地をきめ細かく巡回するとかですね、そういうやり方ができるんじゃないかと思えますし、2台にすると20,000千円かかるという発想ではもうこの話とてもじゃないけどできません。100円ワンコインで乗り放題とかいるんな手段もあるかと思えます。そういうことも含めて複数のコミュニティーバス、これ将来的ですよ、今すぐ今すぐということではなくて、高齢化の進行に伴ってやっぱりそのことを念頭に置いて取り組んでいただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）（登壇）

これは昨年コミュニティーバスの活用ということで県のほうからも社会実験をやらないかということで、県のほうから意見の聞き取りに来られて、けやき台の4区長さん、区長代理さんからも意見聴取等をされております。それで、他都市のコミュニティーバスの活用等のビデオ等も見た中でそういう意見の聴取もされて、これからけやき台地区につきましては特に高齢化が進むということで、そういった社会実験をやらないかという指摘もありましたけれども、うちのほうでも循環バスのほうで社会実験も行っていくということで、そのときは外しております。そういった必要性をけやき台、高齢化が進む団地等についてはもう少しそういったビデオ等も見せながら、なぜ必要なのかということも含めて研修等をやっていかなければならないと思っております。

議長（酒井恵明君）

後藤議員。

3番（後藤信八君）（登壇）

要はもうそういう時代がそこまで来るとということで、今からやっぱり実験、検証をやっ
ていかないと、いざというときに何もできんということになるわけでありますので、そうい
うことの取り組みを早めていただきたいということであります。

7つ目に関連しますから、申し上げます。ぜひいろんな民間や地域との連携について回答
のように御検討いただきたいと。例えば、太宰府市でありますけども、これは高齢地区の不
便解消を目指してスーパーと提携して1日4便の買い物サポートを兼ねたコミュニティーバ
ス運行を開始したと。したがって、運行の主体がスーパーでありますから、無料で市が4割
を助成ということで新聞に載りました。工夫すれば幾らでもやり方が私はあるかと思いま
す。例えば、きのうも出ておりましたが、弥生が丘に温泉施設もできる、大きな病院もある
ということになれば、1台は温泉と病院と町内の幹線を結んで循環するバスも考えられるわ
けでありまして、官と民がお互いに連携してやれば、コストも大幅に削減される。私はこの
2台で10,000千円という方法も不可能ではないんじゃないかというふうに、ざっとした計算
でありますけども思っております。そういう意味での官、民の連携についても含めて町長の思
いを、地域連携も含めてもう一度確認をさせていただきたいと思えます。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

今までも出ておりますように、私も非常に大事なことで思えますし、1台では本当にと
うかなというその思いを思っておりますので、これからいろんなおっしゃいますような工夫
あるいは努力もしてまいりたいというふうに思えます。

議長（酒井恵明君）

後藤議員。

3番（後藤信八君）（登壇）

ぜひよろしく願い申し上げます。くれぐれも2台で20,000千円という発想にならないよ
うに、行政の方のいろんな衆知を集めた取り組みをぜひお願い申し上げたいと思えます。

また、鳥栖市との連携についても鳥栖・基山地区のビジョン委員会というものがせっかく

活動しとるわけでありますので、具体的な連携事例としてぜひ若い人に検討してもらったらいいいんじゃないかというふうに思いますので、よろしく願い申し上げたいと思います。

最後に、ちょっと高齢者の現状として二、三の数字を挙げてこの質問を終わります。

鳥栖市が行った公共交通のあり方に関するアンケートを参考にしますと、年をとって運転を続けたいという人が約49.8%、5割。一定の年齢で運転をやめたいという人が36.4で、男性が29で女性はもう41になる。運転をやめたいと思う年代、60代からやめたいという人は男性14、女性12しかおりませんけども、70になりますと男性47%、女性62%。つまり、70歳代から運転を不安に思う人が急増するという数字がアンケート調査からもはっきり出ております。それからもう一点、過日の新聞記事ですが、佐賀県はことしの65歳以上の高齢者の交通死亡事故率が全国ワーストワンという新聞が載りました。東京の7倍もあるそうであります。死亡事故58件中、6割が高齢者と。さらに、逆に高齢者が加害者になったケースが3割もあると、58件の中ですね。公共交通が非常に少なく、車社会ゆえということではありますが、余りにもこの厳しいといいますが、悲しい現実の数字じゃないかなと思います。今運転している人、あるいはできておる人も、できなくなるときの不安というのを今ずっと抱えておるわけで、とりわけ高齢者のみの皆さん、病院や買い物への不安、特に病院通いの不安は基山町内に大きな病院がないだけに、町立病院とかですね、そういう意味で不安の大きなものもあります。これからどうしても必要な、これはもう社会的なインフラというふうな位置づけで息の長い取り組みを、この利便性の高い仕組みの検討とあわせてぜひよろしくお願い申し上げます。今後とも引き続き折に触れ要求、要望をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願い申し上げたいと思います。

以上で第2の質問を終わらせていただきます。

最後に、情報公開についてであります。

インターネットの検索については改善するというので、ぜひ早急をお願いしたいと。情報も非常に少ないですし、データも古いと。特に、入札結果なんかも結果だけと。応札状況もわからないというところで、真のこれで情報公開と言えるかなというふうに思います。また、検索のしやすさが非常にやっぱり何を探したいかで検索できる町村と、基山の場合はどの課が何の仕事をしてるか知らないとちょっとできないというレベルのものもたくさんありまして、その辺のことについてぜひ改善をお願い申し上げたいと思います。

それと、大きな2番目の質問の情報公開で一部事務組合の件であります。これは情報が公

開かれてないということで申し上げてるわけではありません。ただ、基山町のサイトから関連サイトとして入っていけるのは東部水道事業と消防事務組合、この2つはインターネットから入っていけるということではありますが、そのほかどこかに置いてる資料を見るしかないということでもあります。とりわけ大きな負担のある清掃施設組合は三神環境組合、消防、広域、介護、水道、これらの6つの大きな事務組合でざっと計算しますと、介護は国保からの拠出金でありますけども、20年度予算で627,000千円の町費の負担があると。6億円ですね。予算の十数%の負担がこれらの事務組合で発生してると。その事務組合の内容が町政報告とか、あるいは毎月の町の一番大きな会議での団体長会議とか、そういうところで詳しく報告されたということは聞いておりません。私はただ閲覧できるレベルということではいかなのじゃないかというふうに考えておりますけども、その辺のことについてよろしく願います。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

一部事務組合の財政状況等でございますけれども、インターネット等は関係機関等ちょっと話してみないとわからないと思っております。こちらでどうこうすることもできませんので、その辺はちょっと関係機関とも話をしていきたいと思えます。それと、区長会とかそういったところに公表っちゃうんですか、それをどうするかっていうのはちょっとその都度するものか、その辺はちょっと検討させていただきたいと思えます。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

後藤議員。

3番（後藤信八君）（登壇）

インターネットで公開せよとかということ、そういうことを申し上げるわけじゃなくて、やっぱり状況を町のトップの方が、例えば議会は議案事項ではありませんから、議案の提案を出す必要はないんでしょうけども、前年度の決算が大きくまとまったら町政報告の中で清掃施設組合の決算状況は今大体こんなですよという、いわゆる報告ですね。そういうことは可能なはずでありますから、そういうこととか、毎月の団体長会議で状況報告もあると。でないと、鳥栖・三養基の清掃組合みたいにある日突然コストが6億円から12億円になります

とほとんどの人が新聞で初めて知ったという状況になりかねないんで、そういうことも含めて順調にいったら順調にいったらという報告をすればいいわけで、閲覧はぜひお願い申し上げたいんですが、その辺のことについての状況をぜひ御検討いただきたいというふうに思っております。いずれにしましても、情報公開というのはやっぱり協働のまちづくりを進めるための基本中の基本というふうに思いますので、絵にかいたもちに終わらないように真剣な対応をお願いしてこの質問を終わらせていただきます。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（酒井恵明君）

以上で後藤信八議員の一般質問を終わります。

本日は以上をもちまして散会といたします。

～午後3時43分 散会～